

農林水産省人事評価実施規程を次のように定める。

平成21年9月15日

農林水産大臣 石 破 茂  
林野庁長官 島 田 泰 助  
水産庁長官 町 田 勝 弘

### 農林水産省人事評価実施規程

#### (総則)

第1条 農林水産省職員の人事評価は、国家公務員法（昭和22年法律第120号。以下「法」という。）、人事評価の基準、方法等に関する政令（平成21年政令第31号）及び人事評価の基準、方法等に関する内閣官房令（平成21年内閣府令第3号）に定めるもののほか、この規程の定めるところにより実施する。

#### (人事評価の実施の除外)

第2条 人事評価は、次に掲げる職員については、実施しない。

- (1) 非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員（法第60条の2第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の官職を占める職員をいう。）及び育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員（国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）第23条第1項の規定により任用された職員をいう。）を除く。）
- (2) 実施権者が給与等への反映の余地がないものとして指定する臨時的職員

#### (評価者、調整者、実施権者等)

第3条 人事評価の評価者、調整者及び実施権者は、別表第1のとおりとする。

2 実施権者は、人事評価の目的に沿った適正な運用に資するよう、評価者又は調整者の補助者をそれぞれ指定することができるほか、評価者又は調整者にそれぞれの補助者を指定させることができるものとし、補助者を置いた場合は、部内の職員に対して周知するものとする。

#### (人事評価記録書及び評語の基準)

第4条 人事評価は、別記様式による「人事評価記録書」（以下「記録書」という。）を用いて実施するものとする。

2 人事評価の評語は、別記第1の「評語等の解説」に掲げる基準によるものとする。

#### (定期評価の実施)

第5条 定期評価は、能力評価及び業績評価により、毎年10月1日から翌年9月30日までの期間を単位として実施する。

2 定期評価の評価期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間によるものとする。

- (1) 能力評価 毎年10月1日から翌年9月30日まで
  - (2) 業績評価 毎年10月1日から翌年3月31日まで及び4月1日から9月30日まで
- 3 定期評価は、次条から第10条までの規定及び別記第2の「人事評価実施要領」に従い実施する。

(自己申告)

第6条 評価者は、次条の評価を行うに際し、その参考とするため、被評価者に対して、あらかじめ、当該評価期間中の発揮した能力及び挙げた業績に関する自らの認識その他評価の参考となるべき事項について申告を行わせるものとする。

(評価、調整及び確認)

第7条 評価者は、全体評語及び個別評語を付すことにより評価を行うものとする。

- 2 調整者は、評価者による評価について、不均衡があるかどうかという観点から審査を行い、全体評語を付すことにより調整を行うものとする。
- 3 実施権者は、調整者による調整（別表第1において、調整者を指定していない場合には、評価者による評価）について審査を行い、適当と認める場合には、確認を行うものとする。
- 4 補助者は、評価者又は調整者に対し、被評価者の職務遂行状況についての情報提供等を行うことができる。ただし、第1項に規定する評価及び第2項に規定する調整を行うことはできない。

(評価結果の開示)

第8条 評価者は、被評価者の開示に関する意思の確認を行った上で、評価結果の開示を希望しない被評価者を除き、能力評価及び業績評価の全体評語を開示するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、評価結果の開示を希望しない被評価者について、当該被評価者に係る定期評価の全体評語が、6段階評価の職員にあつては「不十分」又は「やや不十分」、3段階評価の職員にあつては「C」、2段階評価の職員にあつては「乙」である場合には、当該全体評語を開示しなければならない。

(面談)

第9条 評価者は、実施権者の確認が行われた後、期末面談において、被評価者に前条に規定する評価結果の開示を行うとともに、評価結果及びその根拠となる事実に基づき指導及び助言を行うものとする。

- 2 評価者は、評価期間の開始に際し、業績評価についての目標の設定その他被評価者が果たすべき役割を確定するために被評価者と期首面談を行うものとする。なお、期首面談は、期末面談に合わせて行うことができる。また、評価補助者は、目標設定の補助等を行うことができる。
- 3 評価者は、期首面談又は期末面談に、評価補助者を同席させることができる。ただし、期末面談において、前条に規定する評価結果の開示を行う際には、評価補助者を同席させることはできない。
- 4 前3項に定めるもののほか、面談に必要な事項は、別記第2「人事評価実施要領」で定める。

(定期評価についての異なる取扱い)

第 10 条 次に掲げる職員についての定期評価の実施に際しては、第 6 条、第 7 条第 1 項（個別評語に係る部分に限る。）及び前条の規定を適用しない。

- (1) 別表第 2 に掲げる職にある職員
- (2) 留学中の職員

（特別評価の実施）

第 11 条 特別評価は、条件付任用期間（条件付採用期間及び条件付昇任期間をいう。以下同じ。）中の職員に対して、能力評価により実施する。

- 2 特別評価は、条件付任用期間を評価期間として実施する。
- 3 特別評価は、次条及び別記第 2 の「人事評価実施要領」に従い実施する。

（特別評価の手続）

第 12 条 特別評価の手続は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に規定する手続を準用するものとする。

- (1) 条件付採用期間中の職員 第 7 条（個別評語に係る部分を除く。）
- (2) 条件付昇任期間中の職員 第 7 条（個別評語に係る部分を除く。）及び第 8 条

（人事評価記録書の提出及び保管）

第 13 条 実施権者は、実施権者と任命権者が異なる職員に係る記録書を、確認を行った日後、速やかに任命権者に提出するものとする。

- 2 記録書は、次の各号に掲げる記録書の区分に応じ、当該各号に定める者が、実施権者の確認の日の翌日から 5 年間保管するものとする。
  - (1) 前項の規定により提出された記録書 大臣官房秘書課長
  - (2) 前号以外の記録書 任命権者

（職員の異動又は併任への対応）

第 14 条 職員の異動又は併任については、別記第 2 の「人事評価実施要領」に従い、対応するものとする。

（苦情への対応）

第 15 条 職員の苦情への対応は、別記第 3 の「苦情対応要領」に従い実施する。

- 2 実施権者は、職員が苦情の申出をしたことを理由に、当該職員に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 苦情相談又は苦情処理に関わった職員は、苦情の申出のあった事実及び当該内容について、その秘密の保持に留意しなければならない。

（細則）

第 16 条 この規程の実施に際し必要な事項は、大臣官房秘書課長が定める。

附 則（平成 21 年農林水産省、林野庁、水産庁訓令第 2 号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

(農林水産省勤務評定実施規程の廃止)

- 2 農林水産省勤務評定実施規程（平成 15 年農林水産省、林野庁、水産庁訓令第 1 号）は廃止する。

(農林水産省勤務評定実施規程の廃止に伴う経過措置)

- 3 この訓令の施行の日前の勤務評定の実施については、なお従前の例によるものとする。

附 則（平成 23 年農林水産省、林野庁、水産庁訓令第 4 号）

- 1 この訓令は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 別記様式の改正は、平成 23 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（平成 23 年農林水産省、林野庁、水産庁訓令第 7 号）

この訓令は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年農林水産省、林野庁、水産庁訓令第 9 号）

この訓令は、平成 23 年 10 月 28 日から施行する。

附 則（平成 24 年農林水産省、林野庁、水産庁訓令第 2 号）

この訓令は、平成 24 年 4 月 2 日から施行する。

附 則（平成 25 年農林水産省、林野庁、水産庁訓令第 2 号）

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年農林水産省、林野庁、水産庁訓令第 1 号）

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年農林水産省、林野庁、水産庁訓令第 2 号）

この訓令は、平成 26 年 5 月 30 日から施行する。

附 則（平成 26 年農林水産省、林野庁、水産庁訓令第 4 号）

- この訓令は、平成 26 年 8 月 29 日から施行する。ただし、第 2 条、別記様式、別記第 1 及び別記第 2 の規定は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年農林水産省、林野庁、水産庁訓令第 5 号）

この訓令は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年農林水産省、林野庁、水産庁訓令第 4 号）

この訓令は、平成 27 年 4 月 10 日から施行する。

附 則（平成 27 年農林水産省、林野庁、水産庁訓令第 10 号）

この訓令は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年農林水産省、林野庁、水産庁訓令第 4 号）

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年農林水産省、林野庁、水産庁訓令第 2 号）  
この訓令は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年農林水産省、林野庁、水産庁訓令第 5 号）  
この訓令は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年農林水産省、林野庁、水産庁訓令第 10 号）  
この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年農林水産省、林野庁、水産庁訓令第 4 号）  
この訓令は、平成 30 年 8 月 3 日から施行する。

附 則（平成 30 年農林水産省、林野庁、水産庁訓令第 6 号）  
この訓令は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

- 附 則（平成 31 年農林水産省、林野庁、水産庁訓令第 2 号）
- 1 この訓令は、平成 31 年 2 月 8 日から施行する。
  - 2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の農林水産省人事評価実施規程別記様式による人事評価記録書を用いて実施している人事評価については、この訓令による改正後の農林水産省人事評価実施規程別記様式の規定にかかわらず、従前の例により引き続き実施することができる。

附 則（令和元年農林水産省、林野庁、水産庁訓令第 1 号）  
（施行期日）

- 1 この訓令は、令和元年 5 月 9 日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。
  - 3 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和 2 年農林水産省、林野庁、水産庁訓令第 1 号）  
この訓令は、令和 2 年 3 月 13 日から施行する。

附 則（令和 3 年農林水産省、林野庁、水産庁訓令第 6 号）  
この訓令は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年農林水産省、林野庁、水産庁訓令第 8 号）  
この訓令は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年農林水産省、林野庁、水産庁訓令第 4 号）  
この訓令は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和4年農林水産省、林野庁、水産庁訓令第5号）  
この訓令は、令和4年10月1日から施行する。

- 附 則（令和5年農林水産省、林野庁、水産庁訓令第1号）
- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。
  - 2 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この訓令による改正後の農林水産省人事評価実施規程第2条第1号の規定を適用する。

附 則（令和6年農林水産省、林野庁、水産庁訓令第3号）  
この訓令は、農林水産省に置かれる官職の属する職制上の段階等に関する訓令の一部を改正する訓令（令和6年農林水産省訓令第16号）の施行の日（令和6年7月5日）から施行する。

附 則（令和7年農林水産省、林野庁、水産庁訓令第4号）  
この訓令は、令和7年10月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

評価者等一覧

1. 本省内部部局等

被評価者	使用する 人事評価記録書	評価者	調整者	実施権者
事務次官	事務次官	大臣又は事務次官	大臣	大臣
局長	本省・局長	事務次官		
部長	本省・部長	事務次官又は局長	大臣又は事務次官	
高度分析交渉官	政策企画立案等 支援・高度分析 交渉官	局長	事務次官	事務次官
課長	本省・課長	局長又は部長	事務次官	事務次官
室長	本省・室長	局長、部長又は課長	事務次官、局長又は 部長	事務次官、局長又は 部長
分析官	政策企画立案等 支援・分析官	課長又は室長	局長又は部長	局長又は部長
課長補佐	本省・課長補佐			
係長	本省・係長			
係員	本省・係員			
	技能労務・係員			
職長	技能労務・職長			
医師	医療・医師			
看護師長	看護・看護師長			
看護師	看護・看護師			

## 2. 農林水産技術会議事務局

区分	被評価者	使用する 人事評価記録書	評価者	調整者	実施権者
（筑波産学連携支援センターを 除く。） 事務局	局長	本省・局長	事務次官	大臣	大臣
	部長	本省・部長	局長	事務次官	
	課長	本省・課長			事務次官
	室長	本省・室長	課長	局長	局長
	課長補佐	本省・課長補佐	課長又は室長		
	係長	本省・係長			
	係員	本省・係員			
筑波産学連携支援センター	所長	施設等機関等・ 所長	課長 (農林水産技術会議事務局 研究調整課長)	局長	局長
	課長	施設等機関等・ 課長	所長		
	課長補佐	施設等機関等・ 課長補佐	課長		
	係長	施設等機関等・ 係長			
	係員	施設等機関等・ 係員			
		技能労務・係員			
看護師	看護・看護師				

### 3. 植物防疫所

区分	被評価者	使用する 人事評価記録書	評価者	調整者	実施権者
本所 (那覇植物防疫事務所を含む。)	所長	植物防疫・所長	課長 (消費・安全局総務課長)	局長	局長
	部長	施設等機関等・部長	所長		
		植物防疫・部長			
	課長	施設等機関等・課長	所長又は部長		
	統括植物検疫官	植物防疫・ 統括植物検疫官			
	課長補佐	施設等機関等・ 課長補佐	課長		
	次席植物検疫官	植物防疫・ 次席植物検疫官	統括植物検疫官		
	植物検疫官	植物防疫・ 植物検疫官			
	係長	施設等機関等・ 係長	課長		
係員	施設等機関等・ 係員	課長又は 統括植物検疫官			
	植物防疫・ 係員				
	技能労務・係員				
支所	支所長	植物防疫(支所)・ 支所長	所長	局長	局長
	次長	植物防疫(支所)・ 次長	支所長		
	課長	施設等機関等・ 課長			
	統括植物検疫官	植物防疫(支所)・ 統括植物検疫官			
	課長補佐	施設等機関等・ 課長補佐	課長		
	次席植物検疫官	植物防疫(支所)・ 次席植物検疫官	支所長又は 統括植物検疫官		
	植物検疫官	植物防疫(支所)・ 植物検疫官			
	係長	施設等機関等・ 係長	支所長、課長又は 統括植物検疫官		
	係員	植物防疫(支所)・ 係員			
施設等機関等・ 係員					
出張所	出張所長	植物防疫(出張所)・ 出張所長	支所長又は 統括植物検疫官	局長	局長
	次席植物検疫官	植物防疫(出張所)・ 次席植物検疫官	出張所長		
	植物検疫官	植物防疫(出張所)・ 植物検疫官			
	係員	植物防疫(出張所)・ 係員			

4. 動物検疫所

区分	被評価者	使用する 人事評価記録書	評価者	調整者	実施権者
本所	所長	動物検疫・所長	課長 (消費・安全局総務課長)	局長	局長
	部長	動物検疫・部長	所長		
		施設等機関等・部長			
	課長	動物検疫・課長	部長		
		施設等機関等・課長			
	課長補佐	施設等機関等・課長補佐	課長		
	主任検疫官	動物検疫・主任検疫官			
	係長	動物検疫・係長			
		施設等機関等・係長			
	係員	動物検疫・係員			
施設等機関等・係員					
技能労務・係員					
支所	支所長	動物検疫(支所)・支所長	所長	局長	局長
	次長	動物検疫(支所)・次長	支所長		
	課長	動物検疫(支所)・課長			
		施設等機関等・課長			
	課長補佐	施設等機関等・課長補佐	課長		
	主任検疫官	動物検疫(支所)・主任検疫官			
	係長	動物検疫(支所)・係長			
		施設等機関等・係長			
	係員	動物検疫(支所)・係員			
		施設等機関等・係員			
技能労務・係員					
出張所	出張所長	動物検疫(出張所)・出張所長	支所長又は部長	局長	局長
	主任検疫官	動物検疫(出張所)・主任検疫官	出張所長		
	係長	動物検疫(出張所)・係長			
	係員	動物検疫(出張所)・係員			
		技能労務・係員			

5. 動物医薬品検査所

被評価者	使用する 人事評価記録書	評価者	調整者	実施権者
所 長	施設等機関等・ 所長	課 長 (消費・安全局総務課長)	局 長	局 長
部 長	研究・部長	所 長		
	施設等機関等・ 部長			
課 長	施設等機関等・ 課長	所長又は部長		
室 長	研究・室長	部 長		
課長補佐	施設等機関等・ 課長補佐	課 長		
主任研究官	研究・ 主任研究官	部 長		
研究官	研究・研究官			
係 長	施設等機関等・ 係長	課長又は主任研究 官		
係 員	施設等機関等・ 係員	部長、課長又は 主任研究官		
	技能労務・係員			
職 長	技能労務・職長	部 長		

### 6. 農林水産研修所

被評価者	使用する 人事評価記録書	評価者	調整者	実施権者
所 長	施設等機関等・ 所長	課 長 (大臣官房秘書課長)	局 長	局 長
部 長	施設等機関等・ 部長	所 長		
課 長	施設等機関等・ 課長	所長、部長又は課長		
係 長	施設等機関等・ 係長			
係 員	施設等機関等・ 係員			
	技能労務・係員			

### 7. 農林水産政策研究所

被評価者	使用する 人事評価記録書	評価者	調整者	実施権者
所 長	施設等機関等・ 所長(農林水産政策 研究所に限る。)	局 長	事務次官	大 臣
部 長	研究・部長	所 長	所 長	局 長
課 長	施設等機関等・ 課長	所長又は部長		
室 長	研究・室長			
課長補佐	施設等機関等・ 課長補佐	部長又は課長		
主任研究官	研究・主任研究官			
研究官	研究・研究官			
係 長	施設等機関等・ 係長			
係 員	施設等機関等・ 係員			

8. 地方農政局

区分	被評価者	使用する 人事評価記録書	評価者	調整者	実施権者
本局	局長	部等設置広域管轄 機関・局長	局長 (官房長)	事務次官	大臣
	部長	部等設置広域管轄 機関・部長	局長	局長 (官房長)	局長 (官房長)
	課長	部等設置広域管轄 機関・課長	部長	局長	局長
	分析官	政策企画立案等 支援・分析官			
	課長補佐	部等設置広域管轄 機関・課長補佐	部長又は課長		
	係長	部等設置広域管轄 機関・係長			
	係員	部等設置広域管轄 機関・係員			
		技能労務・係員			
	職長	技能労務・職長			
看護師	看護・看護師				
事務所及び事業所	所長	その他機関・ 所長	部長		
	次長	その他機関・ 次長	所長		
	課長	その他機関・ 課長	所長又は次長		
	課長補佐	その他機関・ 課長補佐	所長、次長又は課長		
	係長	その他機関・ 係長			
	係員	その他機関・ 係員			
技能労務・係員					

9. 北海道農政事務所

被評価者	使用する 人事評価記録書	評価者	調整者	実施権者
所長	都府県管轄機関・ 所長	局長	事務次官	大臣
部長	都府県管轄機関・ 部長	所長	局長	局長
課長	都府県管轄機関・ 課長	部長	所長	所長
課長補佐	都府県管轄機関・ 課長補佐	部長又は課長		
係長	都府県管轄機関・ 係長			
係員	都府県管轄機関・ 係員			

## 10. 林野庁

被評価者	使用する 人事評価記録書	評価者	調整者	実施権者
事務次官 (林野庁長官)	事務次官	事務次官	大臣	大臣
局長	本省・局長	事務次官 (林野庁長官)	事務次官	
部長	本省・部長			
課長	本省・課長			事務次官
室長	本省・室長	課長	事務次官 (林野庁長官)	事務次官 (林野庁長官)
分析官	政策企画立案等 支援・分析官	課長又は室長		
課長補佐	本省・課長補佐			
係長	本省・係長			
係員	本省・係員			

## 11. 森林技術総合研修所

被評価者	使用する 人事評価記録書	評価者	調整者	実施権者
所長	施設等機関等・ 所長	部長 (森林整備部長)	事務次官 (林野庁長官)	事務次官 (林野庁長官)
課長	施設等機関等・ 課長	所長		
課長補佐	施設等機関等・ 課長補佐	課長	所長	所長
係長	施設等機関等・ 係長			
係員	施設等機関等・ 係員			

12. 森林管理局

区分	被評価者	使用する 人事評価記録書	評価者	調整者	実施権者
本局	局長	部等設置広域管轄 機関・局長	事務次官 (林野庁長官)	事務次官	大臣
	部長	部等設置広域管轄 機関・部長	局長	事務次官 (林野庁長官)	事務次官 (林野庁長官)
	分析官	政策企画立案等 支援・分析官			
	課長	部等設置広域管轄 機関・課長	部長		
	課長補佐	部等設置広域管轄 機関・課長補佐	部長又は課長	局長	局長
	係長	部等設置広域管轄 機関・係長			
	係員	部等設置広域管轄 機関・係員			
技能労務・係員					
森林管理署 (支署を含む。)	所長	その他機関・ 所長	局長	事務次官 (林野庁長官)	事務次官 (林野庁長官)
	次長	その他機関・ 次長			
	課長	その他機関・ 課長	所長又は次長	局長	局長
	課長補佐	その他機関・ 課長補佐			
	係長	その他機関・ 係長			
	係員	その他機関・ 係員			
		技能労務・係員			

13. 水産庁

区分	被評価者	使用する 人事評価記録書	評価者	調整者	実施権者
本 庁	事務次官 (水産庁長官)	事務次官	事務次官	大臣	大臣
	局長	本省・局長	事務次官 (水産庁長官)	事務次官	
	部長	本省・部長			
	課長	本省・課長			事務次官
	室長	本省・室長	課長	事務次官 (水産庁長官)	事務次官 (水産庁長官)
	分析官	政策企画立案等 支援・分析官	課長又は室長		
	課長補佐	本省・課長補佐			
	係長	本省・係長			
	係員	本省・係員			
大 型 船 舶	船長	船舶(大型)・ 船長	課長、室長、所長 又は船長	事務次官 (水産庁長官)	事務次官 (水産庁長官)
	一等航海士	船舶(大型)・ 一等航海士	室長又は船長		
	二等航海士	船舶(大型)・ 二等航海士			
	航海士	船舶(大型)・ 航海士			
	甲板長	船舶(大型)・ 甲板長			
	甲板次長	船舶(大型)・ 甲板次長			
	甲板員	船舶(大型)・ 甲板員			
中 型 船 舶	船長	船舶(中型)・ 船長	所長又は船長	事務次官 (水産庁長官)	事務次官 (水産庁長官)
	一等航海士	船舶(中型)・ 一等航海士	船長		
	二等航海士	船舶(中型)・ 二等航海士			
	航海士	船舶(中型)・ 航海士			
	甲板長	船舶(中型)・ 甲板長			
	甲板次長	船舶(中型)・ 甲板次長			
	甲板員	船舶(中型)・ 甲板員			

14. 漁業調整事務所

被評価者	使用する 人事評価記録書	評価者	調整者	実施権者
所 長	その他機関・ 所長	部 長 (漁政部長)	事務次官 (水産庁長官)	事務次官 (水産庁長官)
次 長	その他機関・ 次長	所 長		
課 長	その他機関・ 課長			
課長補佐	その他機関・ 課長補佐			
係 長	その他機関・ 係長			
係 員	その他機関・ 係員			

備 考

- 1 本表に掲げる官職は、標準的な官職を定める政令(平成21年政令第30号)及び標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令(平成21年内閣府令第2号)に規定する「標準的な官職」により整理しており、それぞれに対応する官職は、①農林水産省に置かれる官職の属する職制上の段階等に関する訓令(平成21年農林水産省訓令第8号)、②林野庁に置かれる官職の属する職制上の段階等に関する訓令(平成21年林野庁訓令第2号)又は③水産庁に置かれる官職の属する職制上の段階等に関する訓令(平成21年水産庁訓令第3号)に定めるとおりとする。
- 2 実施権者は、評価者及び調整者に関し、本表に掲げる官職が置かれない場合は、適切な者を評価者又は調整者として別途指定することができる。
- 3 実施権者が2の規定により評価者又は調整者を別途指定したときは、遅滞なく、農林水産大臣に報告するとともに、職員に周知しなければならない。

## 別表第 2（第 10 条関係）

### 第 10 条第 1 号に掲げる職員

#### 1. 本省

##### (1) 内部部局等

###### ア. 大臣官房

事務次官、農林水産審議官、官房長、総括審議官、技術総括審議官、政策立案総括審議官、サイバーセキュリティ・情報化審議官、輸出促進審議官、生産振興審議官、審議官、新事業・食品産業部長、統計部長、検査・監察部長、参事官（農林水産省に置かれる官職の属する職制上の段階等に関する訓令（平成 21 年農林水産省訓令第 8 号）別表第 1 の 1 において、標準的な官職が部長とされている者に限る。）

###### イ. ア以外の内部部局等

消費・安全局長、輸出・国際局長、農産局長、畜産局長、農産局農産政策部長、経営局長、農村振興局長、農村振興局次長、農村振興局農村政策部長、農村振興局整備部長、農林水産技術会議事務局長、農林水産技術会議事務局研究総務官

##### (2) 施設等機関等

農林水産政策研究所長、農林水産政策研究所次長

##### (3) 地方支分部局

東北農政局長、関東農政局長、北陸農政局長、東海農政局長、近畿農政局長、中国四国農政局長、九州農政局長、北海道農政事務所長

#### 2. 林野庁

##### (1) 内部部局

長官、次長、林政部長、森林整備部長、国有林野部長

##### (2) 地方支分部局

北海道森林管理局長、東北森林管理局長、関東森林管理局長、中部森林管理局長、近畿中国森林管理局長、四国森林管理局長、九州森林管理局長

#### 3. 水産庁の内部部局

長官、次長、漁政部長、資源管理部長、増殖推進部長、漁港漁場整備部長、資源管理部審議官

被評価者に係る評価者、調整者及び補助者等一覧

部局等名	実施権者	調整者	調整補助者	評価者	評価補助者	対象となる被評価者の範囲			
大臣官房（新事業・食品産業部を除く。）	農林水産大臣	—	—	農林水産大臣	—	農林水産事務次官			
		農林水産大臣	農林水産大臣	秘書課長	農林水産事務次官	—	農林水産審議官、林野庁長官及び水産庁長官		
							官房長、消費・安全局長、輸出・国際局長、農産局長、畜産局長、経営局長、農村振興局長、総括審議官、総括審議官（新事業・食品産業）、危機管理・政策立案総括審議官、農林水産技術会議事務局長及び技術総括審議官		
							農林水産政策研究所長及び農林水産政策研究所次長		
							サイバーセキュリティ・情報化審議官、大臣官房審議官、統計部長及び検査・監察部長		
							地方農政局長、北海道農政事務所長		
							官房長	—	秘書課長
							文書課長、予算課長、政策課長、広報評価課長、地方課長、環境ハイオマス政策課長、みどりの食料システム戦略グループ長、大臣官房参事官、報道官及び農林水産技術会議事務局研究調整官兼大臣官房付		
							管理課長、経営・構造統計課長、経営・構造統計課センサ統計室長、生産流通消費統計課長、生産流通消費統計課消費統計室長及び統計企画管理官		
							検査・監察部長	—	調整・監察課長及び検査課長
	農林水産事務次官	農林水産事務次官	—	—	—	—	調査官、人事調査官、人事企画官、監査官、首席生産専門官、首席畜産専門官、企画官、各分析官並びに大臣、副大臣及び大臣政務官の秘書官事務取扱を命ぜられた者及び各課長補佐（企画第1班及び企画第2班担当）		
							農林水産研修所長		
							農村振興局総務課調査官兼秘書課付	当該調査官の指揮を受けて事務を行う職員	
							監査官	当該監査官の指揮を受けて事務を行う職員	
							大臣秘書官の事務取扱を命ぜられた者	当該大臣秘書官の事務取扱を命ぜられた者の指揮を受けて事務を行う職員	
							副大臣秘書官の事務取扱を命ぜられた者	当該副大臣秘書官の事務取扱を命ぜられた者の指揮を受けて事務を行う職員	
							大臣政務官秘書官の事務取扱を命ぜられた者	当該大臣政務官秘書官の事務取扱を命ぜられた者の指揮を受けて事務を行う職員	
							課長補佐（企画第1班担当）	企画第1班及び係並びにリスク管理指導官の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
							課長補佐（企画第2班担当）	企画第2班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
							首席畜産専門官	—	当該首席畜産専門官の指揮を受けて事務を行う職員

部局等名	実施権者	調整者	調整補助者	評価者	評価補助者	対象となる被評価者の範囲
大臣官房（新事業・食品産業部を除く。）	官房長	官房長	秘書課長	人事調査官	—	各課長補佐（総務班、服務班、任用班、給与班、人事企画調整官、栄典専門官）
					課長補佐（総務班担当）	当該課長補佐（総務班担当）の指揮を受けて事務を行う職員
					課長補佐（服務班担当）	服務班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					課長補佐（任用班担当）	任用班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					課長補佐（給与班担当）	給与班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					人事企画調整官	当該人事企画調整官の指揮を受けて事務を行う職員
					栄典専門官	栄典専門官の所掌事務に掲げる事務を行う職員
				人事企画官又は調査官	—	課長補佐（機構・定員班担当、管理班担当及び人事評価班担当）
					課長補佐（機構・定員班担当）	機構・定員班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					課長補佐（管理班担当）	管理班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					課長補佐（人事評価班担当）	人事評価班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
				大臣官房参事官（厚生・人事業務）	—	各課長補佐及び専門官（参事官の指名する者に限る。）
					課長補佐（人材情報統合システム管理班担当）	人材情報統合システム管理班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					課長補佐（職員情報管理班担当）	職員情報管理班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					課長補佐（厚生班担当）	厚生班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					課長補佐（共済企画班担当）	共済企画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					課長補佐（共済給付班担当）	共済給付班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					課長補佐（地方人事班担当）	地方人事班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					課長補佐（地方給与班担当）	地方給与班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
				文書課長	—	調査官及び各課長補佐（室に配置される者及び、調査官の指揮を受ける者を除く。）
					調査官	国会連絡室に配置される職員
					調査官	当該調査官の指揮を受けて事務を行う職員
					課長補佐（総括）	当該課長補佐（総括）の指揮を受けて事務を行う職員
					課長補佐（総務班担当）	総務班のうち総務係及び企画第3係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					課長補佐（総合調整班担当）	当該課長補佐（総合調整班担当）の指揮を受けて事務を行う職員

部局等名	実施権者	調整者	調整補助者	評価者	評価補助者	対象となる被評価者の範囲				
大臣官房（新事業・食品産業部を除く。）	官房長	官房長	秘書課長	予算課長	—	予算調査官及び予算決算管理官				
					予算調査官	課長補佐（予算調整）、課長補佐（総務班担当）、課長補佐（予算編成第1班担当）、課長補佐（予算編成第2班担当）、予算編成第1班に属する調査専門官及び予算編成第2班に属する調査専門官				
					予算決算管理官	課長補佐（支払計画班担当）、課長補佐（予算監視班担当）、課長補佐（決算班担当）及び決算班に属する調査専門官				
					課長補佐（総務班担当）	総務班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員				
					課長補佐（予算編成第1班担当）	予算編成第1班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員				
					課長補佐（予算編成第2班担当）	予算編成第2班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員				
					課長補佐（支払計画班担当）	支払計画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員				
					課長補佐（予算監視班担当）	予算監視班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員				
					課長補佐（決算班担当）	決算班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員				
				大臣官房参事官（経理）					—	経理調査官
									経理調査官	課長補佐（予算調査官及び予算決算管理官の評価補助に係る課長補佐を除く。）、企画官、会計専門官及び施設管理専門官
									課長補佐（会計指導班担当）	会計指導班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
									課長補佐（財産管理班担当）	財産管理班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
									課長補佐（補助金班担当）	補助金班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
									課長補佐（会計班担当）	会計班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
									課長補佐（主計班担当）	主計班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
									課長補佐（旅費調整班担当）	旅費調整班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
									課長補佐（旅費審査班担当）	旅費審査班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
									課長補佐（調達班担当）	調達班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
									課長補佐（契約審査班担当）	契約審査班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
									課長補佐（契約班担当）	契約班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
									課長補佐（特別会計経理班担当）	特別会計経理班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
									課長補佐（施設環境班担当）	施設環境班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
									課長補佐（用度班担当）	用度班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
									課長補佐（営繕総括班担当）	営繕総括班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
									課長補佐（庁舎営繕班担当）	営繕専門官並びに庁舎営繕班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員

部局等名	実施権者	調整者	調整補助者	評価者	評価補助者	対象となる被評価者の範囲	
大田官房（新事業・食品産業部を除く。）	官房長	官房長	秘書課長	政策課長	—	上席企画官、調査官及び課長補佐（総務班担当）	
				上席企画官	—	課長補佐（企画班担当）及び企画官（上席企画官が指名する者に限る。）	
					課長補佐（総務班担当）	総務班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐（企画班担当）	企画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
				調査官	—	当該企画官の指揮を受けて事務を行う職員	
					課長補佐（企画班担当）	企画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					企画官（上席企画官が指名する者に限る。）	当該企画官の指揮を受けて事務を行う職員	
				大田官房参事官（食料安全保障）	大臣官房参事官（食料安全保障）	—	食料安全保障室長、国民運動グループ長、課長補佐（計画班担当）
					課長補佐（計画班担当）	計画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					食料安全保障室長	—	課長補佐（食料安全保障企画班担当）、課長補佐（食料安全保障対策班担当）、課長補佐（食料安全保障推進班担当）、課長補佐（食料供給困難事態対策班担当）及び企画官、専門官又は不測時シミュレーション分析官（室長が指名する者に限る。）
						課長補佐（食料安全保障企画班担当）	食料安全保障企画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						課長補佐（食料安全保障対策班担当）	食料安全保障対策班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						課長補佐（食料安全保障推進班担当）	食料安全保障推進班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						課長補佐（食料供給困難事態対策班担当）	食料供給困難事態対策班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						企画官及び専門官（室長が指名する者に限る。）	当該企画官又は専門官の指揮を受けて事務を行う職員
			国民運動グループ長			—	企画官（グループ長が指名する者に限る。）
			企画官（グループ長が指名する者に限る。）		当該企画官の指揮を受けて事務を行う職員		
			広報評価課長	—	広報室長、情報分析室長、調査官（室に配置される者を除く。）、政策立案企画官及び課長補佐（総務班担当、企画班担当及び文書管理班担当）		
				課長補佐（総務班担当）	総務班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員		
				課長補佐（企画班担当）	企画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員		
				調査官（室に配置される者を除く。）	課長補佐（評価班担当）、課長補佐（事業評価）、課長補佐（行政評価）及び課長補佐（独立行政法人評価）		
				課長補佐（評価班担当）	評価班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員		
				課長補佐（事業評価）	当該課長補佐（事業評価）の指揮を受けて事務を行う職員		
				課長補佐（行政評価）	当該課長補佐（行政評価）の指揮を受けて事務を行う職員		
				課長補佐（独立行政法人評価）	当該課長補佐（独立行政法人評価）の指揮を受けて事務を行う職員		
				政策立案企画官	当該政策立案企画官の指揮を受けて事務を行う職員		
				課長補佐（文書管理班担当）	文書管理班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員		
				広報評価課 広報室長	—	各課長補佐（室に配置される者に限る。）	
					課長補佐（広報企画担当）	広報企画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐（交流班担当）	交流班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐（国際広報班担当）	国際広報班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐（広報支援班担当）	広報支援班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
課長補佐（編集班担当）	編集班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員						
広報評価課 情報分析室長	—	各課長補佐（室に配置される者に限る。）					
	課長補佐（年次報告班担当）	年次報告班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員					
	課長補佐（情報分析班担当）	情報分析班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員					

部局等名	実施権者	調整者	調整補助者	評価者	評価補助者	対象となる被評価者の範囲	
大臣官房 (新事業・食品産業部を除く。)	官房長	官房長	秘書課長	サイバーセキュリティ・情報化審議官	大臣官房参事官(デジタル戦略)	—	情報管理室長、調査官(デジタル戦略グループに配置される者に限る。)、調整官(大臣官房参事官(デジタル戦略)が指名する者に限る。)
				大臣官房政策課調査官(デジタル戦略グループデジタル政策推進チーム長)	—	課長補佐(デジタル変革企画班担当)、課長補佐(業務改革推進班)、調整官(デジタル政策推進チームに配置される者に限り、大臣官房参事官(デジタル戦略)が指名する者を除く。)、企画官(デジタル戦略グループに配置される者に限る。)、デジタル企画官及び当該調査官の指揮を受けて事務を行う職員	
					課長補佐(デジタル変革企画班担当)	デジタル変革企画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐(業務改革推進班担当)	業務改革推進班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					調整官(大臣官房参事官(デジタル戦略)が指名する者に限る。)	データ活用企画専門官 共通申請サービス班、地理情報共通管理システム班及び各係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
				大臣官房参事官(デジタル戦略)	—	情報企画官(室に配置される者に限る。)&各課長補佐(室に配置される者(文書管理班を除く)に限る。)	
					課長補佐(情報企画班担当)	情報企画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐(PMO班担当)	PMO班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐(デジタル人材管理班担当)	デジタル人材管理班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐(システムサポート班担当)	システムサポート班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐(情報セキュリティ対策班担当)	情報セキュリティ対策班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐(個人情報保護班担当)	個人情報保護班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					情報企画官(室長が指名する者に限る。)	当該情報企画官の指揮を受けて事務を行う職員	
				報道官	報道官	—	報道室長
					広報評価課報道室長	—	各課長補佐(室に配置される者に限る。)
						課長補佐(企画調整班担当)	企画調整班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						課長補佐(報道班担当)	報道班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
				地方課長	地方課長	—	災害総合対策室長、管理官、各課長補佐(人事第2班担当、管理班担当及び災害総合対策室に配置される者を除く。)
						管理官	課長補佐(人事第2班担当、管理班担当)
						課長補佐(総務班担当)	総務班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						課長補佐(企画第1班担当)	企画第1班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						課長補佐(企画第2班担当)	企画第2班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						課長補佐(推進班担当)	推進班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						課長補佐(人事第2班担当)	人事第2班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						課長補佐(管理班担当)	管理班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					課長補佐(予算班担当)	予算班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					災害総合対策室長	—	課長補佐(防災危機管理班担当、災害対応班担当)、地方企画調整官(室長の指名する者に限る。)、災害対策調整官及び新型コロナウイルスに関する農林水産省対策本部事務局の事務に従事する職員
				課長補佐(防災危機管理班担当)		防災危機管理班の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
				課長補佐(災害対応班担当)		災害対応班の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
				地方企画調整官(室長の指名する者に限る。)		災害総合対策室において東日本大震災の復興に関する事務を行う職員	

部局等名	実施権者	調整者	調整補助者	評価者	評価補助者	対象となる被評価者の範囲	
大臣官房（新事業・食品産産部を除く。）	官房長	官房長	秘書課長	環境バイオマス政策課長	—	再生可能エネルギー室長、各課長補佐、バイオマス専門官及び環境企画官（課長の指名する者に限る。）	
					課長補佐及びバイオマス専門官（課長の指名する者に限る。）	当該課長補佐又はバイオマス専門官の指揮を受けて事務を行う職員	
					再生可能エネルギー室長	—	再生可能エネルギー専門官、課長補佐及びバイオマス専門官（室長の指名する者に限る。）
						再生可能エネルギー専門官、課長補佐及びバイオマス専門官（室長の指名する者に限る。）	再生可能エネルギー専門官、当該課長補佐又はバイオマス専門官の指揮を受けて事務を行う職員
					みどりの食料システム戦略グループ長	—	地球環境対策室長、持続的食料システム調整官、課長補佐（グループ長の指名する者に限る。）
						課長補佐（グループ長の指名する者に限る。）	当該課長補佐の指揮を受けて事務を行う職員
				—		課長補佐及び環境企画官（室長の指名する者に限る。）	
				課長補佐及び環境企画官（室長の指名する者に限る。）		当該課長補佐又は環境企画官の指揮を受けて事務を行う職員	
				持続的食料システム調整官	—	課長補佐（調整官の指名する者に限る。）	
					課長補佐（調整官の指名する者に限る。）	当該課長補佐の指揮を受けて事務を行う職員	
				統計部長	管理課長	—	統計品質向上室長、管理官、総務・会計専門官、統計品質管理官、デジタル実装専門官、統計デジタル審査専門官、統計技能向上指導官、統計人材戦略専門官、大臣官房政策課企画官兼管理課付及び各課長補佐
						管理官、統計品質向上室長、課長補佐及び専門官（課長の指名する者に限る。）	管理官、統計品質向上室長、当該課長補佐又は専門官の指揮を受けて事務を行う職員
					経営・構造統計課長	—	統計管理官、経営統計分析専門官、経営統計改善専門官及び各課長補佐（室長の指揮を受けて事務を行う職員を除く。）
						課長補佐及び専門官（課長の指名する者に限る。）	当該課長補佐又は専門官の指揮を受けて事務を行う職員
					経営・構造統計課センサ統計室長	—	センサ統計調整官、統計デジタル分析専門官及び各課長補佐（室長の指揮を受けて事務を行う職員に限る。）
						センサ統計調整官、課長補佐及び専門官（室長の指名する者に限る。）	センサ統計調整官、当該課長補佐又は専門官の指揮を受けて事務を行う職員
					生産流通消費統計課長	—	統計管理官、農地デジタル情報専門官、調査技術専門官、情報企画官、生産統計改善専門官及び各課長補佐（室長の指揮を受けて事務を行う職員を除く。）
						課長補佐及び専門官（課長の指名する者に限る。）	当該課長補佐又は専門官の指揮を受けて事務を行う職員
					生産流通消費統計課消費統計室長	—	消費統計調整官、統計管理官及び各課長補佐（室長の指揮を受けて事務を行う職員に限る。）
						消費統計調整官、課長補佐及び専門官（室長の指名する者に限る。）	消費統計調整官、当該課長補佐又は専門官の指揮を受けて事務を行う職員
					統計企画管理官	—	統計管理官、数理官、情報企画官、統計分析官、統計データ分析推進企画官、大臣官房政策課企画官兼統計企画管理官付及び各課長補佐
						課長補佐及び専門官（統計企画管理官の指名する者に限る。）	当該課長補佐又は専門官の指揮を受けて事務を行う職員

部局等名	実施権者	調整者	調整補助者	評価者	評価補助者	対象となる被評価者の範囲
大田官房（新事業・食品産業部を除く。）	官房長	官房長	秘書課長	検査・監察 部長 調整・監察 課長	—	審査室長、行政監察室長、会計監査室長、検査調整官、検査能力開発分析官及び各課長補佐（室に配置される者を除く。）
					課長補佐（総務班担当）	総務班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					課長補佐（企画班担当）	企画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					課長補佐（指導調整班担当）	指導調整班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					課長補佐（人材育成班担当）	人材育成班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					検査調整官	当該検査調整官の指揮を受けて事務を行う職員
				審査室長	—	審査室の所掌事務に掲げる事務を行う職員
				行政監察室長	—	行政監察室の所掌事務に掲げる事務を行う職員
				会計監査室長	—	会計監査室の所掌事務に掲げる事務を行う職員
				検査・監察 部長 検査課長	検査課長	—
			課長補佐（総務班担当）			総務班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
			課長補佐（計画班担当）			計画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
			課長補佐（検査情報班担当）			検査情報班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
			各上席検査官		—	当該上席検査官の指揮を受けて事務を行う職員

被評価者に係る評価者、調整者及び補助者等一覧

部局等名	実施権者	調整者	調整補助者	評価者	評価補助者	対象となる被評価者の範囲
大臣官房新事業・食品産業部	農林水産大臣	農林水産大臣	秘書課長	農林水産事務次官	—	総括審議官(新事業・食品産業)
	農林水産大臣			総括審議官(新事業・食品産業)	—	新事業・食品産業部長
	農林水産事務次官	農林水産事務次官	秘書課長		新事業・食品産業部長	新事業・食品産業政策課長、企画グループ長、新事業・国際グループ長、商品取引グループ長、食品流通課長、食品製造課長、外食・食文化課長
				新事業・食品産業政策課長	—	新事業・食品産業調査官、ファイナンス室長、各課長補佐、新事業・食品産業専門官、新事業・食品産業調整官、金融専門官、デジタル実装専門官、新事業・創出専門官、総合取引専門官、商品取引専門官及び大臣官房政策課調整官兼新事業・食品産業政策課付(調査官、室長には室長級の当該課の課付、課長補佐及び専門官には課長補佐級の当該課の課付をそれぞれ含む。以下、評価者が新事業・食品産業部の課長及びグループ長に係る箇所において同じ。)(ファイナンス室長の指揮を受けて事務を行う職員を除く。)
					課長補佐及び専門官(課長の指名する者に限る。)	当該課長補佐又は専門官の指揮を受けて事務を行う職員
				ファイナンス室長	—	課長補佐及び専門官(室長の指名する者に限る。)
					課長補佐及び専門官(室長の指名する者に限る。)	当該課長補佐又は専門官の指揮を受けて事務を行う職員
				企画グループ長	—	新事業・食品産業調査官、食料システム連携推進室長、各課長補佐及び新事業・食品産業専門官(食料システム連携推進室長、新事業・食品産業調査官及び政策課調査官の指揮を受けて事務を行う職員を除く。)
		総括審議官(新事業・食品産業)	総括審議官(新事業・食品産業)	新事業・食品産業政策課長		課長補佐及び専門官(新事業・食品産業調査官又は政策課調査官の指名する者に限る。)
					課長補佐及び専門官(企画グループ長の指名する者に限る。)	当該課長補佐又は専門官の指揮を受けて事務を行う職員
				食料システム連携推進室長	—	課長補佐及び専門官(室長の指名する者に限る。)
					課長補佐及び専門官(室長の指名する者に限る。)	当該課長補佐又は専門官の指揮を受けて事務を行う職員
				新事業・国際グループ長	—	各課長補佐及び新事業創出専門官(新事業・国際グループ長の指名する者に限る。)
					課長補佐及び専門官(新事業・国際グループ長の指名する者に限る。)	当該課長補佐又は専門官の指揮を受けて事務を行う職員
			商品取引グループ長	—	商品取引室長、各課長補佐、総合取引専門官及び商品取引専門官(商品取引グループ長の指名する者に限る。)	
				課長補佐及び専門官(商品取引グループ長の指名する者に限る。)	当該課長補佐又は専門官の指揮を受けて事務を行う職員	

部局等名	実施権者	調整者	調整補助者		評価者	評価補助者	対象となる被評価者の範囲
大臣官房 新事業・食品産業部	総括審議官 (新事業・食品産業)	総括審議官 (新事業・食品産業)	新事業・食品産業政策課長	食品流通課長	食品流通課長	—	物流生産性向上推進室長、卸売市場室長、各課長補佐及び市場経営指導官 (室長の指揮を受けて事務を行う職員を除く。)
						課長補佐及び専門官(課長の指名する者に限る。)	当該課長補佐又は専門官の指揮を受けて事務を行う職員
					物流生産性向上推進室長	—	課長補佐及び専門官 (室長の指名する者に限る。)
						課長補佐及び専門官(室長の指名する者に限る。)	当該課長補佐又は専門官の指揮を受けて事務を行う職員
					卸売市場室長	—	課長補佐及び専門官 (室長の指名する者に限る。)
						課長補佐及び専門官(室長の指名する者に限る。)	当該課長補佐又は専門官の指揮を受けて事務を行う職員
			新事業・食品産業政策課長	食品製造課長	食品製造課長	—	原材料調達・品質管理改善室長、基準認証室長、各課長補佐、国産切替専門官、危機管理専門官、雇用・労働専門官、食品企業行動専門官及び規格専門官 (室長の指揮を受けて事務を行う職員を除く。)
						課長補佐及び専門官(課長の指名する者に限る。)	当該課長補佐又は専門官の指揮を受けて事務を行う職員
					原材料調達・品質管理改善室長	—	課長補佐及び専門官 (室長の指名する者に限る。)
						課長補佐及び専門官(室長の指名する者に限る。)	当該課長補佐又は専門官の指揮を受けて事務を行う職員
					基準認証室長	—	課長補佐及び専門官 (室長の指名する者に限る。)
						課長補佐及び専門官(室長の指名する者に限る。)	当該課長補佐又は専門官の指揮を受けて事務を行う職員
			新事業・食品産業政策課長	外食・食文化課長	外食・食文化課長	—	食文化室長、食品ロス・リサイクル対策室長、各課長補佐、食文化専門官、フードデリバリーサービス専門官及び国際化推進専門官 (室長の指揮を受けて事務を行う職員を除く。)
						課長補佐及び専門官(課長の指名する者に限る。)	当該課長補佐又は専門官の指揮を受けて事務を行う職員
					食文化室長	—	課長補佐及び専門官 (室長の指名する者に限る。)
						課長補佐及び専門官(室長の指名する者に限る。)	当該課長補佐又は専門官の指揮を受けて事務を行う職員
					食品ロス・リサイクル対策室長	—	課長補佐及び専門官 (室長の指名する者に限る。)
						課長補佐及び専門官(室長の指名する者に限る。)	当該課長補佐又は専門官の指揮を受けて事務を行う職員

被評価者に係る評価者、調整者及び補助者等一覧

部局等名	実施権者	調整者	調整補助者	評価者	評価補助者	対象となる被評価者の範囲			
消費・安全局	農林水産大臣	農林水産大臣	秘書課長	農林水産事務次官	—	消費・安全局長			
	農林水産大臣	農林水産事務次官	秘書課長	消費・安全局長	—	大臣官房審議官（兼消費・安全局）、大臣官房参事官（兼消費・安全局）			
	農林水産事務次官					総務課長、消費者行政・食育課長、食品安全政策課長、リスク分析・管理グループ長、農産安全管理課長、畜水産安全管理課長、植物防疫課長、動物衛生課長及び大臣官房参事官（兼消費・安全局）			
	消費・安全局長	消費・安全局長	消費・安全局長	総務課長	総務課長	植物防疫課長	横浜植物防疫所長、名古屋植物防疫所長、神戸植物防疫所長、門司植物防疫所長及び那覇植物防疫事務所長		
						動物衛生課長	動物検疫所長		
						畜水産安全管理課長	動物医薬品検査所長		
						—	調査官、各課長補佐（人事企画官の指揮を受けて事務を行うものを除く。）、消費・安全専門官及びデジタル実装専門官		
						課長補佐（総括）又は課長補佐（総括班担当）	総括班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員		
						課長補佐（調整班担当）	調整班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員		
						課長補佐（政策評価）	当該課長補佐（政策評価）の指揮を受けて事務を行う職員		
						デジタル実装専門官	デジタル実装専門官の指揮を受けて事務を行う職員		
					人事企画官	—	課長補佐（総務班担当）、課長補佐（会計班担当）及び総務・会計専門官		
						課長補佐（総務班担当）	総務班及び係のうち、人事第1係及び人事第2係の所掌事務に掲げる事務を行う職員		
						課長補佐（会計班担当）	会計班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員		
						総務・会計専門官	総務班及び係のうち、総務第1係、総務第2係及び管理・厚生係の所掌事務に掲げる事務を行う職員		
					総務課長	消費者行政・食育課長	総務課長	—	米穀流通・食品表示監視室長、各課長補佐（大臣官房参事官（兼消費・安全局）の指揮を受ける者及び室に配置される者を除く。）、消費生活専門官
								課長補佐（総括）又は課長補佐（総務班担当）	総務班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
	課長補佐（消費者行政班担当）	消費者行政班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員							
	課長補佐（消費者相談班担当）	消費者相談班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員							
	課長補佐（表示制度調整班担当）	表示制度調整班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員							
課長補佐（表示制度推進班担当）	表示制度推進班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員								
課長補佐（トレーサビリティ企画調整班担当）	トレーサビリティ企画調整班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員								

部局等名	実施権者	調整者	調整補助者	評価者	評価補助者	対象となる被評価者の範囲
消費・安全局	消費・安全局長	消費・安全局長	総務課長 消費者行政・食育課長	米穀流通・食品表示監視室長	—	各課長補佐（室に配置される者に限る。）、監視特別専門官及び監視専門官
					課長補佐（監視企画班担当）	監視企画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					課長補佐（調整指導班担当）	調整指導班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					課長補佐（有機・遺伝子組換え食品監視班担当）	有機・遺伝子組換え食品監視班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					課長補佐（加工製造監視班担当）	加工製造監視班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					課長補佐（流通過程監視班担当）	流通過程監視班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					課長補佐（米穀表示・加工監視班担当）	米穀表示・加工監視班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					課長補佐（米穀流通監視班担当）	米穀流通監視班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					課長補佐（水産流通過程監視班担当）	水産流通過程監視班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					監視特別専門官	監視特別専門官の指揮を受けて事務を行う職員
					—	各課長補佐（大臣官房参事官（兼消費・安全局）の指揮を受ける者に限る。）、食育推進専門官及び食育推進指導官
					課長補佐（食育総括）	当該課長補佐（食育総括）の指揮を受けて事務を行う職員
					課長補佐（食育計画班担当）	食育計画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					課長補佐（食育推進班担当）	食育推進班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					課長補佐（食品アクセス企画班担当）	食品アクセス企画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
		課長補佐（食品アクセス推進班担当）	食品アクセス推進班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員			
		課長補佐（フードバンク連携班担当）	フードバンク連携班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員			
		—	国際基準室長、食品安全危機管理官、各課長補佐（室に配置される者を除く。）、企画官、リスク管理専門官、国際食料調査官及び食品安全情報分析官			
		課長補佐（総括及び総務班担当）	総務班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員			
		課長補佐（企画班担当）	企画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員			
		課長補佐（情報発信企画・評価班担当）	情報発信企画・評価班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員			
		課長補佐（危機管理・情報分析班担当）	危機管理・情報分析班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員			

部局等名	実施権者	調整者	調整補助者	評価者	評価補助者	対象となる被評価者の範囲	
消費・安全局	消費・安全局長	消費・安全局長	総務課長	リスク分析・管理グループ長	—	食品安全科学室長及び各課長補佐	
					食品安全科学室長	食品安全科学室の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐（リスク管理企画班担当）	リスク管理企画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐（化学物質管理班担当）	化学物質管理班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐（微生物管理班担当）	微生物管理班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐（危害要因情報班担当）	危害要因情報班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
			総務課長	食品安全政策課長	国際基準室長	—	課長補佐（国際企画班担当）、国際基準専門官
						課長補佐（国際企画班担当）	国際企画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						国際基準専門官	国際基準専門官の指揮を受けて事務を行う職員
			総務課長		農産安全管理課長	—	農業対策室長、各課長補佐（室に配置される者を除く。）、審査官、肥料原料・生産工程管理専門官、生産安全専門官（室に配置される者を除く。）及び農産安全情報分析官
						課長補佐（総括）又は課長補佐（総務班担当）	総務班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						課長補佐（安全企画班担当）	安全企画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						課長補佐（生産安全班担当）	生産安全班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						課長補佐（土壌汚染防止班担当）	土壌汚染防止班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						課長補佐（組換え体企画班担当）	組換え体企画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						課長補佐（組換え体管理指導班担当）	組換え体管理指導班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						課長補佐（肥料企画班担当）	肥料企画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						課長補佐（肥料検査指導班担当）	肥料検査指導班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						総務課長	農産安全管理課長
			課長補佐（農業企画班担当）	農業企画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員			
			課長補佐（農業指導班担当）	農業指導班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員			
			課長補佐（農業検査班担当）	農業検査班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員			

部局等名	実施権者	調整者	調整補助者	評価者	評価補助者	対象となる被評価者の範囲
消費・安全局	消費・安全局長	消費・安全局長	総務課長	畜水産安全管理課長	—	飼料安全・薬事室長、水産安全室長、各課長補佐（室に配置される者を除く。）及び畜水産安全情報分析官
					課長補佐（総括）又は課長補佐（総務班担当）	総務班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					課長補佐（生産安全班担当）	生産安全班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					課長補佐（牛トレサ`リティ企画班担当）	牛トレサ`リティ企画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					課長補佐（獣医療提供戦略班担当）	獣医療提供戦略班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					課長補佐（獣医事監視班担当）	獣医事監視班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					課長補佐（小動物獣医療班担当）	小動物獣医療班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
			—	各課長補佐（室に配置される者に限る。）、飼料安全専門官及び動物医薬品安全専門官（室に配置される者に限る。）		
			課長補佐（薬事安全企画班担当）	薬事安全企画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員		
			課長補佐（薬事審査管理班担当）	薬事審査管理班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員		
			課長補佐（薬事監視指導班担当）	薬事監視指導班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員		
			課長補佐（薬剤耐性対策班担当）	薬剤耐性対策班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員		
			課長補佐（飼料安全基準班担当）	飼料安全基準班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員		
			課長補佐（粗飼料対策班担当）	粗飼料対策班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員		
		課長補佐（飼料検査指導班担当）	飼料検査指導班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員			
		課長補佐（愛玩動物用飼料対策班担当）	愛玩動物用飼料対策班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員			
		—	各課長補佐（室に配置される者に限る。）、動物医薬品安全専門官（室に配置される者に限る。）、水産安全専門官、水産衛生検査企画官及び国際水産防疫専門官			
		課長補佐（水産防疫班担当）	水産防疫班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員			
		課長補佐（水産安全班担当）	水産安全班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員			
		—	防疫対策室長、国際室長及び各課長補佐（室に配置される者を除く。）			
		課長補佐（総括及び総務班担当）	総務班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員			
		課長補佐（企画班担当）	企画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員			

部局等名	実施権者	調整者	調整補助者	評価者	評価補助者	対象となる被評価者の範囲	
消費・安全局	消費・安全局長	消費・安全局長	総務課長	植物防疫課長	防疫対策室長	—	各課長補佐（室に配置される者に限る。）、総合防除推進専門官及び生産安全専門官（室に配置される者に限る。）
						課長補佐（国内防除第1班担当）	国内防除第1班及びび係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						課長補佐（国内防除第2班担当）	国内防除第2班及びび係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						課長補佐（輸入検疫班担当）	輸入検疫班及びび係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						生産安全専門官（室に配置される者に限る。）	生産安全専門官（室に配置される者に限る。）の指揮を受けて事務を行う職員
					国際室長	—	各課長補佐（室に配置される者に限る。）、生産安全専門官（室に配置される者に限る。）
						課長補佐（国際班担当）	国際班及びび係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						課長補佐（輸出検疫班担当）	輸出検疫班及びび係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						課長補佐（二国間協議班担当）	二国間協議班及びび係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						生産安全専門官（室に配置される者に限る。）	生産安全専門官（室に配置される者に限る。）の指揮を受けて事務を行う職員
			総務課長	動物衛生課長	—	家畜防疫対策室長、国際衛生対策室長及び各課長補佐（室に配置される者を除く。）	
					課長補佐（総括及び総務班担当）	総務班及びび係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐（保健衛生班担当）	保健衛生班及びび係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
			総務課長	動物衛生課長	家畜防疫対策室長	—	各課長補佐（室に配置される者に限る。）、家畜衛生専門官及び野生動物専門官
						課長補佐（防疫企画班担当）	防疫企画班及びび係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						課長補佐（防疫業務班担当）	防疫業務班及びび係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						課長補佐（防疫指導班担当）	防疫指導班及びび係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						課長補佐（野生動物対策班担当）	野生動物対策班及びび係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						課長補佐（病原体管理班担当）	病原体管理班及びび係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
				国際衛生対策室長	—	各課長補佐（室に配置される者に限る。）、国際衛生専門官	
					課長補佐（国際衛生企画班担当）	国際衛生企画班及びび係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐（多国間調整班担当）	多国間調整班及びび係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐（リスク分析班担当）	リスク分析班及びび係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐（輸出検疫環境整備班担当）	輸出検疫環境整備班及びび係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
課長補佐（輸入検疫企画班担当）	輸入検疫企画班及びび係の所掌事務に掲げる事務を行う職員						
課長補佐（査察調整班担当）	査察調整班及びび係の所掌事務に掲げる事務を行う職員						
課長補佐（検疫業務班担当）	検疫業務班及びび係の所掌事務に掲げる事務を行う職員						

被評価者に係る評価者、調整者及び補助者等一覧

部局等名	実施権者	調整者	調整補助者	評価者	評価補助者	対象となる被評価者の範囲
輸出・国際局	農林水産大臣	農林水産大臣	秘書課長	農林水産事務次官	—	輸出・国際局長
	農林水産大臣	農林水産事務次官	秘書課長	輸出・国際局長	—	大臣官房輸出促進審議官兼輸出・国際局付、大臣官房審議官兼輸出・国際局付及び大臣官房参事官兼輸出・国際局付
	農林水産事務次官					大臣官房国際食料情報特別分析官兼輸出・国際局付
						総務課長、輸出企画課長、輸出支援課長、国際地域課長、国際経済課長、知的財産課長、海外需要開拓グループ長、新興地域グループ長、規制対策グループ長及び国際戦略グループ長
	輸出・国際局長	輸出・国際局長	総務課長	総務課長	—	国際政策室長、管理官、国際連絡調整官、各課長補佐、国際専門官、総務・会計専門官、デジタル実装専門官及び国際情報分析官（課長補佐、専門官には、課長補佐級及び専門官級の当該課の課付を含む。以下、輸出・国際局に係る被評価者に係る評価者、調整者及び補助者等一覧において同じ。） （国際政策室長、管理官、国際連絡調整官の指揮を受けて事務を行う職員を除く。）
					課長補佐及び専門官（課長の指名する者に限る。）	当該課長補佐又は専門官の指揮を受けて事務を行う職員
				管理官	—	課長補佐及び専門官（管理官の指名する者に限る。）
					課長補佐及び専門官（管理官の指名する者に限る。）	当該課長補佐又は専門官の指揮を受けて事務を行う職員
				国際政策室長	—	課長補佐及び専門官（室長の指名する者に限る。）
					課長補佐及び専門官（室長の指名する者に限る。）	当該課長補佐又は専門官の指揮を受けて事務を行う職員
				国際連絡調整官	—	課長補佐、専門官、係長及び係員（国際連絡調整官の指名する者に限る）
				輸出企画課長	—	輸出戦略調査官、調査官、各課長補佐及び国際専門官（海外需要開拓グループ長の指揮を受けて事務を行うものを除く。）
	課長補佐及び専門官（課長の指名する者に限る。）	当該課長補佐又は専門官の指揮を受けて事務を行う職員				
	海外需要開拓グループ長	—	海外連携推進室長、輸出連携推進調査官、海外展開専門官、各課長補佐及び国際専門官（海外需要開拓グループ長の指名する者に限る。）			
海外連携推進室長、輸出連携推進調査官、課長補佐及び専門官（海外需要開拓グループ長の指名する者に限る。）		当該海外連携推進室長、輸出連携推進調査官、課長補佐又は専門官の指揮を受けて事務を行う職員				

部局等名	実施権者	調整者	調整補助者		評価者	評価補助者	対象となる被評価者の範囲
輸出・国際局	輸出・国際局長	輸出・国際局長	総務課長	輸出支援課長	輸出支援課長	—	輸出産地形成室長、各課長補佐及び事業計画専門官（規制対策グループ長、輸出産地形成室長の指揮を受けて事務を行うものを除く。）
						課長補佐及び専門官（課長の指名する者に限る。）	当該課長補佐又は専門官の指揮を受けて事務を行う職員
					輸出産地形成室長	—	課長補佐及び専門官（室長の指名する者に限る。）
						課長補佐及び専門官（室長の指名する者に限る。）	当該課長補佐又は専門官の指揮を受けて事務を行う職員
			総務課長	国際地域課長	—	上席国際交渉官、国際交渉官、各課長補佐、国際専門官及び経済協力情報分析官（規制対策グループ長、新興地域グループ長、海外需要開拓グループ長の指揮を受けて事務を行う者を除く。）	
					上席国際交渉官、国際交渉官、課長補佐及び専門官（課長の指名する者に限る。）	当該上席国際交渉官、国際交渉官、課長補佐又は専門官の指揮を受けて事務を行う職員	
					—	国際交渉官、各課長補佐及び国際専門官（新興地域グループ長の指名する者に限る。）	
					国際交渉官、課長補佐及び専門官（新興地域グループ長の指名する者に限る。）	当該国際交渉官、課長補佐又は専門官の指揮を受けて事務を行う職員	
			総務課長	規制対策グループ長	規制対策グループ長	—	輸出環境整備室長、調査官、各課長補佐、輸出先国規制対応専門官、海域モニタリング専門官及び国際専門官（規制対策グループ長の指名する者に限る。）
						調査官、課長補佐及び専門官（規制対策グループ長の指名する者に限る。）	当該調査官、課長補佐又は専門官の指揮を受けて事務を行う職員
					輸出環境整備室長	—	課長補佐及び専門官（室長の指名する者に限る。）
			総務課長	国際経済課長	課長補佐及び専門官（室長の指名する者に限る。）	当該課長補佐又は専門官の指揮を受けて事務を行う職員	
					—	上席国際交渉官、国際交渉官、各課長補佐、関税調整官、国際専門官及び通商交渉情報分析官（国際戦略グループ長の指揮を受けて事務を行う職員を除く。）	
					上席国際交渉官、国際交渉官、課長補佐及び専門官（課長の指名する者に限る。）	当該上席国際交渉官、国際交渉官、課長補佐又は専門官の指揮を受けて事務を行う職員	
					—	国際農業機関調整官、国際交渉官、各課長補佐及び国際専門官（国際戦略グループ長の指名する者に限る。）	
				国際戦略グループ長	国際農業機関調整官、国際交渉官、課長補佐及び専門官（国際戦略グループ長の指名する者に限る。）	当該国際農業機関調整官、国際交渉官、課長補佐又は専門官の指揮を受けて事務を行う職員	

部局等名	実施権者	調整者	調整補助者		評価者	評価補助者	対象となる被評価者の範囲
輸出・国際局	輸出・国際局長	輸出・国際局長	総務課長	知的財産課長	知的財産課長	—	地理的表示保護推進室長、種苗室長、各課長補佐、知的財産専門官、知的財産デジタル専門官、地理的表示審査官、国際専門官、総括審査官、審査官、首席審判官、審判官、業務推進専門官及び知的財産情報分析官（地理的表示保護推進室長、種苗室長の指揮を受けて事務を行う職員を除く。）
						課長補佐及び専門官（課長の指名する者に限る。）	当該課長補佐又は専門官の指揮を受けて事務を行う職員
					地理的表示保護推進室長	—	各課長補佐及び専門官（室長の指名する者に限る。）
						課長補佐及び専門官（室長の指名する者に限る。）	当該課長補佐又は専門官の指揮を受けて事務を行う職員
					種苗室長	—	各課長補佐、専門官、首席審判官及び審判官（室長の指名する者に限る。）
						課長補佐及び専門官（室長の指名する者に限る。）	当該課長補佐又は専門官の指揮を受けて事務を行う職員

令和7年10月1日現在

## 被評価者に係る評価者、調整者及び補助者等一覧

部局等名	実施権者	調整者	調整補助者	評価者	評価補助者	対象となる被評価者の範囲
農産局	農林水産大臣	農林水産大臣	秘書課長	農林水産事務次官	－	農産局長
	農林水産大臣	農林水産事務次官	秘書課長	農産局長	－	大臣官房生産振興審議官兼農産局及び農産政策部長 総務課長
	農林水産事務次官				生産振興審議官兼農産局	園芸作物課長、果樹・茶グループ長、技術普及課長、農業環境対策課長、研究調整官
					農産政策部長	企画課長、貿易業務課長、穀物課長、地域作物課長及び研究調整官
	農産局長	農産局長	総務課長	総務課長	－	生産推進室長、国際室長、会計室長、人事企画官、調査官、各課長補佐（室に配置される者並びに人事企画官又は調査官の指揮を受けて事務を行う者を除く。）、企画官（室又は班に配置される者並びに人事企画官又は調査官の指揮を受けて事務を行う者を除く。）、生産専門官（室又は班に配置される者並びに人事企画官又は調査官の指揮を受けて事務を行う者を除く。）、総務・会計専門官（室又は班に配置される者並びに人事企画官又は調査官の指揮を受けて事務を行う者を除く。）及びデジタル実装専門官（室又は班に配置される者並びに人事企画官又は調査官の指揮を受けて事務を行う者を除く。）
				課長補佐（総括班担当）	総括班及び係（企画係を除く。）の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
				生産推進室長	－	各課長補佐（室に配置される者に限る。）、企画官（室に配置される者に限り、班に配置される者を除く。）及び生産専門官（室に配置される者に限り、班に配置される者を除く。）
					課長補佐（企画調整班担当）	企画調整班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					課長補佐（事業推進班担当）	事業推進班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					課長補佐（産地再生支援班担当）	産地再生支援班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
				国際室長	－	各課長補佐（室に配置される者に限る。）、企画官（室に配置される者に限り、班に配置される者を除く。）及び国際専門官（室に配置される者に限り、班に配置される者を除く。）
					課長補佐（国際企画班担当）	国際企画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					課長補佐（国際協力・調整班担当）	国際協力・調整班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
				会計室長	－	各課長補佐（室に配置される者に限る。）、企画官（室に配置される者に限り、班に配置される者を除く。）、指導官（室に配置される者に限り、班に配置される者を除く。）、監査官（室に配置される者に限る。）及び訟務官（室に配置される者に限り、班に配置される者を除く。）
					課長補佐（特別会計予算班担当）	特別会計予算班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					課長補佐（特別会計指導班担当）	特別会計指導班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
				課長補佐（特別会計経理班担当）	特別会計経理班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	

部局等名	実施権者	調整者	調整補助者	評価者	評価補助者	対象となる被評価者の範囲		
農産局	農産局長	農産局長	総務課長	人事企画官又は調査官	—	課長補佐（総務班担当）、課長補佐（会計班担当）、総務・会計専門官及び当該人事企画官又は調査官の指揮を受けて事務を行う職員		
					課長補佐（総務班担当）	総務班及び係のうち、人事第1係及び人事第2係の所掌事務に掲げる事務を行う職員		
					総務・会計専門官	総務班及び係のうち、総務第1係、総務第2係、管理・厚生係、業務推進専門職、総括班企画係の所掌事務に掲げる事務を行う職員		
					課長補佐（会計班担当）	会計班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員		
					デジタル実装専門官	デジタル実装専門官の指揮を受けて事務を行う職員		
			総務課長	穀物課長	—	米麦流通加工対策室長、経営安定対策室長、各課長補佐（室に配置される者を除く。）、企画官（室又は班に配置される者を除く。）、生産専門官（室又は班に配置される者を除く。）、技術専門官（室又は班に配置される者を除く。）、備蓄米活用専門官（室又は班に配置される者を除く。）及び研究専門官（室又は班に配置される者を除く。）		
					課長補佐（総括及び総務班担当）	総務班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員		
					課長補佐（企画班担当）	企画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員		
					課長補佐（稲生産班担当）	稲生産班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員		
					課長補佐（麦生産班担当）	麦生産班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員		
					課長補佐（豆類班担当）	豆類班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員		
					課長補佐（新用途米穀推進班担当）	新用途米穀推進班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員		
					課長補佐（穀物安定供給対策班担当）	穀物安定供給対策班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員		
					総務課長	穀物課長	—	各課長補佐（室に配置される者に限る。）、企画官（室に配置される者に限り、班に配置される者を除く。）、生産専門官（室に配置される者に限り、班に配置される者を除く。）、技術専門官（室に配置される者に限り、班に配置される者を除く。）及び備蓄米活用専門官（室に配置される者に限り、班に配置される者を除く。）
							課長補佐（消費流通第1班担当）	消費流通第1班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
							課長補佐（消費流通第2班担当）	消費流通第2班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
							課長補佐（米流通改善班担当）	米流通改善班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
							課長補佐（農産物検査班担当）	農産物検査班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
			総務課長	経営安定対策室長	—	各課長補佐（室に配置される者に限る。）、経営専門官（室に配置される者に限る。）		
					課長補佐（予算会計班担当）	予算会計班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員		
					課長補佐（推進指導班担当）	推進指導班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員		
					課長補佐（経営安定対策第1班担当）	経営安定対策第1班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員		
					課長補佐（経営安定対策第2班担当）	経営安定対策第2班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員		
					課長補佐（経営安定対策第3班担当）	経営安定対策第3班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員		

部局等名	実施権者	調整者	調整補助者	評価者	評価補助者	対象となる被評価者の範囲	
農産局	農産局長	農産局長	総務課長	園芸作物課長	園芸作物課長	園芸流通加工対策室長、花き産業・施設園芸振興室長、野菜調整官、青果物生産流通消費情報分析官、課長補佐（総括及び総務班担当）、生産専門官（室又は班に配置される者並びに野菜類調整官の指揮を受けて事務を行う者を除く。）、技術専門官（室又は班に配置される者並びに野菜類調整官の指揮を受けて事務を行う者を除く。）及び研究専門官（室又は班に配置される者並びに野菜類調整官の指揮を受けて事務を行う者を除く。）	
					課長補佐（総括及び総務班担当）	総務班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					野菜調整官	課長補佐（園芸生産第1班担当）	園芸生産第1班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						課長補佐（園芸生産第2班担当）	園芸生産第2班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員（果樹・茶グループに配置される者を除く。）
						課長補佐（需給調整班担当）	需給調整班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						課長補佐（価格班担当）	価格班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						課長補佐（園芸生産第1班担当）	園芸生産第1班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					園芸流通加工対策室長	課長補佐（園芸流通加工第1班担当）	園芸流通加工第1班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						課長補佐（園芸流通加工第2班担当）	園芸流通加工第2班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						課長補佐（園芸消費促進班担当）	園芸消費促進班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						課長補佐（輸出促進班担当）	輸出促進班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員及び業務推進専門職
						課長補佐（園芸生産流通支援班担当）	園芸生産流通支援班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						課長補佐（園芸生産流通支援班担当）	園芸生産流通支援班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					花き産業・施設園芸振興室長	課長補佐（花き振興第1班担当）	花き振興第1班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						課長補佐（花き振興第2班担当）	花き振興第2班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						課長補佐（施設園芸企画班担当）	施設園芸企画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						課長補佐（施設園芸対策班担当）	施設園芸対策班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						課長補佐（園芸博覧会企画班担当）	園芸博覧会企画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						課長補佐（園芸博覧会企画班担当）	園芸博覧会企画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員

部局等名	実施権者	調整者	調整補助者		評価者	評価補助者	対象となる被評価者の範囲		
農産局	農産局長	農産局長	総務課長	地域作物課長	-	砂糖類調整官、各課長補佐（砂糖類調整官の指揮を受けて事務を行う者を除く。）及び生産専門官（班に配置される者又は砂糖類調整官の指揮を受けて事務を行う者を除く。）			
						課長補佐（総括及び総務班担当）	総務班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員		
						課長補佐（企画班担当）	企画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員		
						課長補佐（国際調整班担当）	国際調整班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員		
						課長補佐（地域作物第1班担当）	地域作物第1班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員		
						課長補佐（価格調整班担当）	価格調整班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員		
						課長補佐（加工第1班担当）	加工第1班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員		
				砂糖類調整官		-	課長補佐（いも類班担当）、課長補佐（地域作物第4班担当）、課長補佐（加工第2班担当）及び当該砂糖類調整官の指揮を受けて事務を行う職員		
						課長補佐（いも類班担当）	いも類班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員		
						課長補佐（地域作物第4班担当）	地域作物第4班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員		
						課長補佐（加工第2班担当）	加工第2班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員		
						総務課長	果樹・茶グループ長	-	各課長補佐、生産専門官（班に配置される者を除く。）、研究専門官（班に配置される者を除く。）、係長（果樹・茶グループに配置される者に限り、班に配置される者を除く。）及び一般職員（果樹・茶グループに配置される者に限り、班に配置される者を除く。）
								課長補佐（果樹振興班担当）	果樹振興班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
								課長補佐（果樹産地構造転換班担当）	果樹産地構造転換班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
			課長補佐（地域作物第2班担当）	地域作物第2班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員					
			課長補佐（地域作物第3班担当）	地域作物第3班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員					
			課長補佐（茶業班担当）	茶業班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員					
			生産専門官	当該生産専門官の指揮を受けて事務を行う職員					
			総務課長	企画課長	企画課長	-	水田農業対策室長、米穀貿易企画室長、食糧調査官、各課長補佐（室に配置される者又は食糧調査官の指揮を受けて事務を行う者を除く。）、企画官（室又は班に配置される者並びに食糧調査官の指揮を受けて事務を行う者を除く。）、指導官（室又は班に配置される者並びに食糧調査官の指揮を受けて事務を行う者を除く。）、国際専門官（室又は班に配置される者並びに食糧調査官の指揮を受けて事務を行う者を除く。）、米流通調整官（室又は班に配置される者並びに食糧調査官の指揮を受けて事務を行う者を除く。）及び水田農業高収益化専門官（室又は班に配置される者並びに食糧調査官の指揮を受けて事務を行う者を除く。）		
						課長補佐（総括）	総務班及び係のうち、総括係及び法令係の所掌事務に掲げる事務を行う職員		
						課長補佐（総務班担当）	総務班及び係のうち、庶務係の所掌事務に掲げる事務を行う職員		
課長補佐（企画班担当）	企画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員								

部局等名	実施権者	調整者	調整補助者	評価者	評価補助者	対象となる被評価者の範囲	
農産局	農産局長	農産局長	総務課長	企画課長	水田農業対策室長	—	各課長補佐（室に配置される者に限る。）、企画官（室に配置される者に限り、班に配置される者を除く。）、生産専門官（室に配置される者に限り、班に配置される者を除く。）、技術専門官（室に配置される者に限り、班に配置される者を除く。）及び水田農業高収益化専門官（室に配置される者に限り、班に配置される者を除く。）
						課長補佐（土地利用型農業企画調整班担当）	土地利用型農業企画調整班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						課長補佐（土地利用型農業推進班担当）	土地利用型農業推進班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					課長補佐（畑地化推進班担当）	畑地化推進班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					米穀貿易企画室長	—	各課長補佐（室に配置される者に限る。）、企画官（室に配置される者に限り、班に配置される者を除く。）、指導官（室に配置される者に限り、班に配置される者を除く。）及び国際専門官（室に配置される者に限り、班に配置される者を除く。）
						課長補佐（米穀輸出企画班担当）	米穀輸出企画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
				課長補佐（戦略的輸出事業者対策班担当）		戦略的輸出事業者対策班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
				食糧調査官	課長補佐（国際班担当）	国際班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					—	課長補佐（価格調整班担当）、課長補佐（米穀需給班担当）、課長補佐（需給対策班担当）及び当該食糧調査官の指揮を受けて事務を行う職員	
					課長補佐（価格調整班担当）	価格調整班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐（米穀需給班担当）	米穀需給班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐（需給対策班担当）	需給対策班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
			貿易業務課長		貿易業務課長	—	訟務官、米流通調整官、貿易業務管理官、各課長補佐（室に配置される者又は貿易業務管理官の指揮を受けて事務を行う者を除く。）、調整官、企画官（室又は班に配置される者並びに貿易業務管理官の指揮を受けて事務を行う者を除く。）、生産専門官（室又は班に配置される者並びに貿易業務管理官の指揮を受けて事務を行う者を除く。）、指導官（室又は班に配置される者並びに貿易業務管理官の指揮を受けて事務を行う者を除く。）、国際専門官（室又は班に配置される者並びに貿易業務管理官の指揮を受けて事務を行う者を除く。）及び情報管理官（室又は班に配置される者並びに貿易業務管理官の指揮を受けて事務を行う者を除く。）
				貿易業務管理官		課長補佐（システム企画班担当）、課長補佐（港湾管理班担当）、課長補佐（契約第2班担当）、課長補佐（契約第3班担当）及び貿易業務管理官の指揮を受けて事務を行う職員	
				課長補佐（総括及び総務班担当）		総務班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
				課長補佐（貿易企画班担当）		貿易企画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
				課長補佐（麦類需給班担当）		麦類需給班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
				課長補佐（システム企画班担当）		システム企画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
			課長補佐（麦類業務班担当）	麦類業務班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員			

部局等名	実施権者	調整者	調整補助者	評価者	評価補助者	対象となる被評価者の範囲	
農産局	農産局長	農産局長	貿易業務課長	貿易業務課長	課長補佐（港湾管理班担当）	港湾管理班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐（契約第2班担当）	契約第2班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐（契約第3班担当）	契約第3班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					穀物課課長補佐（消費流通第2班担当）	穀物課消費流通第2班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
				貿易業務課長	米麦品質保証室長	—	各課長補佐（室に配置される者に限る。）、企画官（室に配置される者に限り、班に配置される者を除く。）、生産専門官（室に配置される者に限り、班に配置される者を除く。）、指導官（室に配置される者に限り、班に配置される者を除く。）及び情報管理官（室に配置される者に限り、班に配置される者を除く。）
						課長補佐（品質管理班担当）又は調整官	品質管理班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						課長補佐（米穀業務班担当）	米穀業務班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						課長補佐（契約第1班担当）	契約第1班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
			総務課長	技術普及課長	—	生産資材対策室長、肥料調整官、各課長補佐（室に配置される者又は肥料調整官の指揮を受けて事務を行う者を除く。）、生産専門官（室又は班に配置される者並びに肥料調整官の指揮を受けて事務を行う者を除く。）及び農業支援サービス推進専門官（室又は班に配置される者並びに肥料調整官の指揮を受けて事務を行う者を除く。）	
					課長補佐（総括及び総務班担当）	総務班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐（新技術企画班担当）	新技術企画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐（新技術利用班担当）	新技術利用班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐（スマート農業推進班担当）	スマート農業推進班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐（組織班担当）	組織班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐（普及活動推進班担当）	普及活動推進班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐（研修指導班担当）	研修指導班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					—	各課長補佐（室に配置される者に限る。）、生産専門官（室に配置される者に限り、班に配置される者を除く。）及び農業支援サービス推進専門官（室に配置される者に限り、班に配置される者を除く。）	
					課長補佐（資材対策企画班担当）	資材対策企画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐（資材効率利用推進班担当）	資材効率利用推進班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐（機械安全対策班担当）	機械安全対策班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐（農業支援サービス推進班担当）	農業支援サービス推進班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
課長補佐（安全指導班担当）	安全指導班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員						
生産資材対策室長	技術普及課長	—	各課長補佐（室に配置される者に限る。）、生産専門官（室に配置される者に限り、班に配置される者を除く。）及び農業支援サービス推進専門官（室に配置される者に限り、班に配置される者を除く。）				
		課長補佐（資材対策企画班担当）	資材対策企画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員				
		課長補佐（資材効率利用推進班担当）	資材効率利用推進班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員				
		課長補佐（機械安全対策班担当）	機械安全対策班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員				
		課長補佐（農業支援サービス推進班担当）	農業支援サービス推進班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員				
		課長補佐（安全指導班担当）	安全指導班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員				

部局等名	実施権者	調整者	調整補助者		評価者	評価補助者	対象となる被評価者の範囲
農産局	農産局長	農産局長	技術普及課長	肥料調整官	肥料調整官	—	課長補佐（肥料安定供給確保調整班担当）、課長補佐（肥料安定供給確保推進班担当）及び当該肥料調整官の指揮を受けて事務を行う職員
						課長補佐（肥料安定供給確保調整班担当）	肥料安定供給確保調整班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						課長補佐（肥料安定供給確保推進班担当）	肥料安定供給確保推進班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
			総務課長	農業環境対策課長	—	有機農業推進調整官、農業環境情報分析官、各課長補佐（有機農業推進調整官の指揮を受けて事務を行う者を除く。）、企画官（班に配置される者又は有機農業推進調整官の指揮を受けて事務を行う者を除く。）及び生産専門官（班に配置される者又は有機農業推進調整官の指揮を受けて事務を行う者を除く。）	
					課長補佐（総括及び総務班担当）	総務班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐（生産工程管理企画班担当）	生産工程管理企画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐（生産工程管理調整班担当）	生産工程管理調整班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐（環境保全型農業推進班担当）	環境保全型農業推進班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐（土壌環境保全班担当）	土壌環境保全班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐（プラスチック削減対策班担当）	プラスチック削減対策班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐（資源循環推進班担当）	資源循環推進班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐（地球温暖化対策推進班担当）	地球温暖化対策推進班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					有機農業推進調整官	—	課長補佐（企画班担当）、課長補佐（環境直接支払班担当）、課長補佐（有機農業調整班担当）、課長補佐（有機農業推進班担当）及び当該有機農業推進調整官の指揮を受けて事務を行う職員
						課長補佐（企画班担当）	企画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						課長補佐（環境直接支払班担当）	環境直接支払班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
課長補佐（有機農業調整班担当）	有機農業調整班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員						
課長補佐（有機農業推進班担当）	有機農業推進班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員						

令和7年10月1日現在

被評価者に係る評価者、調整者及び補助者等一覧

部局等名	実施権者	調整者	調整補助者	評価者	評価補助者	対象となる被評価者の範囲		
畜産局	農林水産大臣	農林水産大臣	秘書課長	農林水産事務次官	—	畜産局長		
	農林水産大臣	農林水産事務次官	秘書課長	畜産局長	—	大臣官房審議官兼畜産局 総務課長		
	農林水産事務次官				大臣官房審議官兼畜産局	企画課長、畜産振興課長、飼料課長、牛乳乳製品課長、食肉鶏卵課長、競馬監督課長及び研究調整官		
	畜産局長	畜産局長	畜産局長	総務課長	総務課長	—	畜産総合推進室長、人事企画官、調査官、各課長補佐（室に配置される者及び人事企画官又は調査官の指揮を受けて事務を行う者を除く。）及び企画官（室及び班に配置される者並びに人事企画官又は調査官の指揮を受けて事務を行う者を除く。）	
					課長補佐（総括班担当）	—	総括班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					畜産総合推進室長	課長補佐（調整班担当）	—	各課長補佐（室に配置される者に限る。）、国際専門官、企画官及びデジタル実装専門官（いずれも室に配置される者に限り、班に配置されるものを除く。）
						課長補佐（国際班担当）	—	調整班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						デジタル実装専門官	—	デジタル実装専門官の指揮を受けて事務を行う職員
					人事企画官又は調査官（課長が指名する者に限る。）	—	—	課長補佐（総務班担当）、課長補佐（会計班担当）、課長補佐（政策評価）、企画官（当該人事企画官又は調査官の指揮を受けて事務を行うに限り。）、及び当該人事企画官又は調査官の指揮を受けて事務を行う職員
						課長補佐（総務班担当）	—	総務班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員及び課長補佐（総務班担当）の指揮を受けて事務を行う職員
						課長補佐（会計班担当）	—	会計班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員及び課長補佐（会計班担当）の指揮を受けて事務を行う職員
						課長補佐（政策評価）	—	課長補佐（政策評価）の所掌事務に掲げる事務を行う職員及び課長補佐（政策評価）の指揮を受けて事務を行う職員
					調査官（課長が指名する者に限る。）	—	—	課長補佐（機構班担当）及び当該調査官の指揮を受けて事務を行う職員
	課長補佐（機構班担当）	—	機構班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員					
	企画課長	畜産局長	畜産局長	総務課長	—	—	畜産経営安定対策室長及び各課長補佐（室に配置される者を除く。）並びに畜舎建築基準等制度検討室（訓令室）の事務を行う職員	
					課長補佐（総括及び総務班担当）	—	総務班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐（企画班）	—	企画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐（金融・税制班担当）	—	金融・税制班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐（推進班担当）	—	推進班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐（地域振興班担当）	—	地域振興班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐（畜舎基準企画班担当）	—	畜舎基準企画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐（畜舎建築指導班担当）	—	畜舎建築指導班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
	畜産経営安定対策室長	畜産局長	畜産局長	総務課長	企画課長	—	各課長補佐（室に配置される者に限る。）、	
課長補佐（経営企画班担当）					—	経営企画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員		
課長補佐（経営安定班担当）					—	経営安定班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員		
課長補佐（経営支援班担当）					—	経営支援班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員		

部局等名	実施権者	調整者	調整補助者	評価者	評価補助者	対象となる被評価者の範囲	
畜産局	畜産局長	畜産局長	総務課長	畜産振興課長	—	畜産技術室長、家畜遺伝資源管理保護室長、畜産危機管理官、畜産生産情報分析官、各課長補佐（室に配置される者を除く。）、研究専門官（室及び班に配置される者を除く。）及び技術専門官	
					課長補佐（総括及び総務班担当）	総務班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐（企画班担当）	企画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐（環境企画班担当）	環境企画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐（環境保全班担当）	環境保全班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐（家畜改良センター調整班担当）	家畜改良センター調整班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐（畜産生産工程管理班担当）	畜産生産工程管理班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
			総務課長	畜産振興課長	—	各課長補佐（室に配置される者に限る。）	
					課長補佐（アニマルウェルフェア推進班担当）	アニマルウェルフェア推進班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐（家畜改良推進班担当）	家畜改良推進班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐（技術第1班担当）	技術第1班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐（技術第2班担当）	技術第2班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐（個体識別システム活用班担当）	個体識別システム活用班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐（中小家畜振興推進班担当）	中小家畜振興推進班の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
			総務課長	畜産振興課長	家畜遺伝資源管理保護室長	—	各課長補佐（室に配置される者に限る。）
						課長補佐（家畜遺伝資源管理推進班担当）	家畜遺伝資源管理推進班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						課長補佐（家畜遺伝資源保護推進班担当）	家畜遺伝資源保護推進班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
			総務課長	飼料課長	飼料課長	—	流通飼料対策室長、畜産危機管理官、畜産情報分析官、各課長補佐（室に配置される者を除く。）及び研究専門官（室及び班に配置される者を除く。）
						畜産危機管理官	畜産危機管理官の指揮を受けて事務を行う職員
						課長補佐（総括及び総務班担当）	総務班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						課長補佐（企画班担当）	企画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						課長補佐（飼料生産計画班担当）	飼料生産計画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						課長補佐（飼料増産企画班担当）	飼料増産企画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						課長補佐（飼料増産振興班担当）	飼料増産振興班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						課長補佐（飼料生産技術指導班担当）	飼料生産技術指導班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						課長補佐（飼料利用調整班担当）	飼料利用調整班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						課長補佐（草地整備計画調整班担当）	草地整備計画調整班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						課長補佐（草地整備事業班担当）	草地整備事業班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						課長補佐（資源活用事業班担当）	資源活用事業班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						総務課長	飼料課長
			課長補佐（需給対策第1班担当）	需給対策第1班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員			
			課長補佐（需給対策第2班担当）	需給対策第2班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員			
			課長補佐（価格班担当）	価格班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員			

部局等名	実施権者	調整者	調整補助者	評価者	評価補助者	対象となる被評価者の範囲	
畜産局	畜産局長	畜産局長	総務課長	牛乳乳製品課長	—	牛乳乳製品需給対策室長及び各課長補佐（室に配置される者を除く。）	
					課長補佐（総括及び総務班担当）	総務班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐（価格調査班担当）	価格調査班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐（補給金企画班担当）	補給金企画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐（乳業班担当）	乳業班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
			総務課長	牛乳乳製品課長	牛乳乳製品需給対策室長	—	各課長補佐（室に配置される者に限る。）
						課長補佐（需給班担当）	需給班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						課長補佐（貿易班担当）	貿易班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						課長補佐（生乳班担当）	生乳班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						課長補佐（乳製品輸出企画班担当）	乳製品輸出企画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
			総務課長		食肉鶏卵課長	—	食肉需給対策室長、国際情報分析官、各課長補佐（室に配置される者を除く。）及び業務推進専門官（室に配置される者を除く。）
						課長補佐（総括及び総務班担当）	総務班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						課長補佐（価格調査班担当）	価格調査班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						課長補佐（畜産副産物班担当）	畜産副産物班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						課長補佐（食肉流通班担当）	食肉流通班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
			総務課長	食肉鶏卵課長	食肉需給対策室長	—	各課長補佐（室に配置される者に限る。）
						課長補佐（食肉需給班担当）	食肉需給班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						課長補佐（食肉鶏卵貿易班担当）	食肉鶏卵貿易班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
			総務課長		競馬監督課長	—	首席競馬監督官
						首席競馬監督官	各課長補佐、競馬監督官及び競馬活性化企画官
						課長補佐（総括及び総務班担当）	総務班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						課長補佐（公正・連携班担当）	公正・連携班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						課長補佐（中央班担当）	中央班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
			課長補佐（地方班担当）	地方班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員			

令和7年10月1日現在

被評価者に係る評価者、調整者及び補助者等一覧

部局等名	実施権者	調整者	調整補助者	評価者	評価補助者	対象となる被評価者の範囲
経営局	農林水産大臣	農林水産大臣	秘書課長	農林水産事務次官	—	経営局長
	農林水産大臣				—	大臣官房審議官兼経営局及び大臣官房参事官兼経営局
	農林水産事務次官	農林水産事務次官	秘書課長	経営局長	大臣官房審議官兼経営局	総務課長、経営政策課長、農地政策課長、就農・女性課長、協同組織課長、金融調整課長、保険課長及び保険監理官
					—	調整室長、経営調査官、デジタル実装専門官、総務・会計専門官及び各課長補佐（室に配置される者を除く。）
				総務課長	課長補佐（総括班担当）	総括班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
				総務課長	課長補佐（総務班担当）	総務班及び係のうち、人事第1係、人事第2係及び管理・厚生係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
				総務課長	総務・会計専門官	総務班及び係のうち、総務第1係及び総務第2係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
				総務課長	課長補佐（会計班担当）	会計班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
				総務課長	課長補佐（政策評価班担当）	政策評価班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
				総務課長	デジタル実装専門官	デジタル実装専門官の指揮を受けて事務を行う職員
				調整室長	—	調整室の所掌事務に掲げる事務を行う職員及び消費税対策官
				総務課長	—	担い手総合対策室長、数理官、経営専門官及び各課長補佐（室に配置される者を除く。）
				総務課長	課長補佐（総括及び総務班担当）	総務班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
				経営政策課長	課長補佐（年金業務班担当）	年金業務班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
				経営政策課長	経営専門官（課長の指名する者に限る。）	当該経営専門官の指揮を受けて事務を行う職員
				経営政策課長	担い手総合対策室長	担い手総合対策室の所掌事務に掲げる事務を行う職員
				農地政策課長	—	農地集積・集約化促進室長、経営専門官、農地流動化調整官、小作官、訟務官及び各課長補佐（室に配置される者を除く。）
				農地政策課長	課長補佐（総括及び総務班担当）	総務班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
				農地政策課長	課長補佐（財産管理班担当）	財産管理班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
				農地政策課長	課長補佐（財産処分促進班担当）	財産処分促進班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
				農地政策課長	課長補佐（農地投資モニタリング）	当該課長補佐（農地投資モニタリング）の指揮を受けて事務を行う職員
				農地政策課長	経営専門官（課長の指名する者に限る。）	当該経営専門官の指揮を受けて事務を行う職員
				農地政策課長	農地集積・集約化促進室長	農地集積・集約化促進室の所掌事務に掲げる事務を行う職員
			総務課長	就農・女性課長	—	女性活躍推進室長、経営専門官及び課長補佐（総括及び総務班担当）
			総務課長	就農・女性課長	課長補佐（総括及び総務班担当）	総務班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
			総務課長	就農・女性課長	経営専門官（課長の指名する者に限る。）	当該経営専門官の指揮を受けて事務を行う職員
			総務課長	女性活躍推進室長	—	女性活躍推進室の所掌事務に掲げる事務を行う職員

部局等名	実施権者	調整者	調整補助者	評価者	評価補助者	対象となる被評価者の範囲
経営局	経営局長	経営局長	総務課長 協同組織課長	協同組織課長	—	経営・組織対策室長、企画官、経営専門官及び各課長補佐（室に配置される者を除く。）
					課長補佐（総務班担当）	総務班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					課長補佐（経済班担当）	経済班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					課長補佐（福祉班担当）	福祉班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					課長補佐（共済班担当）	共済班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					課長補佐（農林年金）	当該課長補佐（農林年金）の指揮を受けて事務を行う職員
				経営・組織対策室長	—	経営・組織対策室に配置される各課長補佐、企画官及び経営専門官
					課長補佐（経営企画班担当）	経営企画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					課長補佐（組織・調査班担当）	組織・調査班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					—	経営専門官、企画官、組合金融調査官、組合金融指導官、金融調整官及び各課長補佐
					課長補佐（総括及び総務班担当）	総務班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					課長補佐（農林漁業信用基金班担当）	農林漁業信用基金班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
			総務課長	保険課長	課長補佐（農林漁業信用基金班担当）	農林漁業信用基金班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					課長補佐（総括及び総務班担当）	総務班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					課長補佐（企画調査班担当）	企画調査班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					課長補佐（予算班担当）	予算班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					課長補佐（経理班担当）	経理班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					課長補佐（数理班担当）	数理班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
				保険監理官	課長補佐（統計・システム班担当）	統計・システム班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					農業経営収入保険室長	農業経営収入保険室の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					—	経営専門官及び各保険監理官補佐
					保険監理官補佐（総括及び総務班担当）	総務班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					保険監理官補佐（農作物・畑作物班担当）	農作物・畑作物班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					保険監理官補佐（家畜班担当）	家畜班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
			保険監理官補佐（果樹班担当）	果樹班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員		
			保険監理官補佐（園芸施設班担当）	園芸施設班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員		
			保険監理官補佐（団体班担当）	団体班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員		

令和7年10月1日現在

被評価者に係る評価者、調整者及び補助者等一覧

部局等名	実施権者	調整者	調整補助者	評価者	評価補助者	対象となる被評価者の範囲		
農 村 振 興 局	農林水産大臣	農林水産大臣	秘書課長	農林水産事務次官	—	農村振興局長		
	農林水産大臣	農林水産事務次官	秘書課長	農村振興局長	—	農村振興局次長、大臣官房審議官兼農村振興局、農村政策部長及び整備部長		
	農林水産事務次官				農林政策部長	農村計画課長、地域振興課長、都市農村交流課長及び鳥獣対策・農村環境課長		
					整備部長	設計課長、土地改良企画課長、水資源課長、農地資源課長、地域整備課長及び防災課長		
	農村振興局長	農村振興局長	農村振興局長	総務課長	総務課長	—	調査官、管理官、福島復旧復興対策・緊急災害対策調整官及び課長補佐（総括班担当）	
						管理官	総務・会計専門官及び各課長補佐（総務班担当、会計班担当、政策評価班担当、監査班担当）	
						課長補佐（総括班担当）	デジタル実装専門官、総括班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
						課長補佐（総務班担当）	総務班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
						課長補佐（会計班担当）	特別会計専門官、企画官、会計班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
						課長補佐（政策評価班担当）	政策評価班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
						課長補佐（監査班担当）	監査官、監査班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
						総務・会計専門官	総務・会計専門官の指揮を受けて事務を行う職員	
				総務課長	農村計画課長	農村計画課長	—	農村活性化推進室長、都市農業室長、企画官、土地利用調整官及び各課長補佐（室に配置される者を除く。）
							課長補佐（総括及び総務班担当）	総務班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
							課長補佐（農業振興地域班担当）	農業振興地域班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
							課長補佐（土地利用計画班担当）	土地利用計画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
							課長補佐（農地転用班担当）	農地転用班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
							課長補佐（盛土対策班担当）	盛土対策班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
				総務課長	農村計画課長	農村活性化推進室長	—	農村活性化推進室に配置される各課長補佐
							課長補佐（企画班担当）	企画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
							課長補佐（農村政策班担当）	農村政策班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
課長補佐（農村整備推進班担当）							農村整備推進班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
課長補佐（活性化企画班担当）	活性化企画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員							
総務課長	都市農業室長	都市農業室長	—	都市農業室に配置される各課長補佐				
			課長補佐（都市農業第1班担当）	都市農業第1班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員				
			課長補佐（都市農業第2班担当）	都市農業第2班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員				
			—	中山間地域・日本型直接支払室長、各課長補佐（室に配置等される者を除く。）				
総務課長	地域振興課長	地域振興課長	—	中山間地域・日本型直接支払室長、各課長補佐（室に配置等される者を除く。）				
			課長補佐（総括及び総務班担当）	総務班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員				
			課長補佐（企画班担当）	企画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員				
						課長補佐（調査調整班担当）	調査調整班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	

部局等名	実施権者	調整者	調整補助者	評価者	評価補助者	対象となる被評価者の範囲	
農村振興局	農村振興局長	農村振興局長	総務課長	地域振興課長	課長補佐（地域振興班担当）	地域振興班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐（日本型直接支払班担当）	日本型直接支払班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐（多面的機能班担当）	多面的機能班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
			総務課長	地域振興課長	中山間地域・日本型直接支払室長	—	中山間地域・日本型直接支払室長の指揮を受けて事務を行う課長補佐
						課長補佐（事業指導班担当）	事業指導班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						課長補佐（荒廃農地活用推進班担当）	荒廃農地活用推進班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						課長補佐（中山間対策班担当）	中山間対策班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						課長補佐（直接支払企画班担当）	直接支払企画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						課長補佐（直接支払業務班担当）	直接支払業務班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
			総務課長		都市農村交流課長	—	農泊推進室長、農福連携推進室長、インバウンド推進専門官及び各課長補佐（室に配置される者を除く。）
						課長補佐（総括及び総務班担当）	総務班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						課長補佐（地域資源活用企画班担当）	地域資源活用企画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						課長補佐（地域資源活用推進班担当）	地域資源活用推進班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						インバウンド推進専門官	インバウンド推進専門官の指揮を受けて事務を行う職員
			総務課長	都市農村交流課長	農泊推進室長	—	農泊推進室に配置される各課長補佐、企画官
						課長補佐（企画調整班担当）	企画調整班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					課長補佐（事業推進班担当）	事業推進班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐（定住促進班担当）	定住促進班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
			総務課長		農福連携推進室長	—	農福連携推進室に配置される各課長補佐
						課長補佐（農福連携企画班担当）	農福連携企画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
			総務課長		鳥獣対策・農村環境課長	—	鳥獣対策室長、農村環境対策室長、環境計画官、環境資源保全官及び課長補佐（総括及び総務班担当）
						課長補佐（総括及び総務班担当）	総務班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						課長補佐（土地・水保全班担当）	土地・水保全班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						課長補佐（災害対策技術指導班担当）	災害対策技術指導班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
環境資源保全官	地すべり地質対策官及び課長補佐（土地・水保全班担当）						
鳥獣対策室長	鳥獣対策室に配置される各課長補佐						
課長補佐（鳥獣被害対策企画班担当）	鳥獣被害対策企画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員						
課長補佐（鳥獣被害対策推進班担当）	鳥獣被害対策推進班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員						
課長補佐（鳥獣被害対策調査技術班担当）	鳥獣被害対策調査技術班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員						

部局等名	実施権者	調整者	調整補助者	評価者	評価補助者	対象となる被評価者の範囲			
農村振興局	農村振興局長	農村振興局長	総務課長	鳥獣対策・農村環境課長	課長補佐（鳥獣被害対策技術普及班担当）	鳥獣被害対策技術普及班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員			
					課長補佐（鳥獣利活用企画班担当）	鳥獣利活用企画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員			
					課長補佐（鳥獣利活用推進班担当）	鳥獣利活用推進班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員			
					課長補佐（鳥獣利活用調査班担当）	鳥獣利活用調査班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員			
					課長補佐（鳥獣利活用技術班担当）	鳥獣利活用技術班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員			
					農村環境対策室長	農村環境対策室に配置される各課長補佐、企画官、地すべりリスク対策官及び課長補佐（災害対策技術指導班担当）			
					課長補佐（生物多様性保全班担当）	生物多様性保全班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員			
					課長補佐（農業遺産班担当）	農業遺産班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員			
					課長補佐（脱炭素化推進班担当）	脱炭素化推進班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員			
			総務課長	設計課長	—	計画調整室長、施工企画調整室長、海外土地改良技術室長、事業調整管理官、技術調査官、農業土木専門官、首席農業土木専門官、事業計画企画官、入札契約技術企画官、技術情報管理官、技術評価官、用地官、用地管理官、農村資源情報分析官、土地改良情報分析官、海外農業農村開発情報分析官及び各課長補佐（室に配置される者を除く。）			
					課長補佐（総括及び総務班担当）	総務班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員			
					課長補佐（企画班担当）	企画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員			
					課長補佐（設計審査班担当）	設計審査班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員			
					課長補佐（補償班担当）	補償班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員			
					—	計画調整室に配置される各課長補佐			
					課長補佐（計画基準班担当）	計画基準班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員			
					課長補佐（計画企画班担当）	計画企画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員			
					課長補佐（広域計画班担当）	広域計画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員			
			総務課長	設計課長	設計課長	計画調整室長	課長補佐（環境計画班担当）	環境計画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
							課長補佐（長期計画班担当）	長期計画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
							課長補佐（強靱化計画班担当）	強靱化計画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
							—	施工企画調整室に配置される各課長補佐	
							施工企画調整室長	課長補佐（設計基準班担当）	設計基準班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
								課長補佐（積算基準班担当）	積算基準班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
								課長補佐（施工基準班担当）	施工基準班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
								課長補佐（情報化施工推進班担当）	情報化施工推進班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
								—	海外土地改良技術室に配置される各課長補佐
海外土地改良技術室長	課長補佐（海外企画班担当）	海外企画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員							
	課長補佐（海外技術班担当）	海外技術班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員							

部局等名	実施権者	調整者	調整補助者	評価者	評価補助者	対象となる被評価者の範囲	
農村振興局	農村振興局長	農村振興局長	総務課長	土地改良企画課長	—	各課長補佐	
					課長補佐（総務班担当）	総務班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐（土地改良事業指導班担当）	土地改良事業指導班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐（組織強化企画班担当）	土地改良調整官、組織強化企画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐（団体指導・利用調整班担当）	団体指導・利用調整班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐（団体指導推進班担当）	団体指導専門官、団体指導推進班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐（農地集団化班担当）	企画官、農地集団化班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐（事業効果班担当）	事業効果班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐（換地指導）	当該課長補佐（換地指導）の指揮を受けて事務を行う職員	
				水資源課長	—	農業用水対策室長、施設保全管理室長、水資源企画官、農業水利施設企画官及び各課長補佐（室に配置される者を除く。）	
					課長補佐（総括及び総務班担当）	総務班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐（水資源企画班担当）	水資源企画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐（地域調査班担当）	地域調査班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐（水利計画班担当）	水利計画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐（広域水利第1班担当）	広域水利第1班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐（広域水利第2班担当）	広域水利第2班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
			課長補佐（水利施設強靱化班担当）		水利施設強靱化班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員		
			課長補佐（水資源機構業務班担当）		水資源機構業務班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員		
			総務課長	水資源課長	農業用水対策室長	—	農業用水対策室に配置される各課長補佐
						課長補佐（水利指導班担当）	水利指導班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						課長補佐（農業用水技術班担当）	農業用水技術班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						施設保全管理室長	—
				課長補佐（企画業務班担当）	企画業務班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員		
				課長補佐（管理技術班担当）	管理技術班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員		
				課長補佐（施設管理班担当）	施設管理班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員		
				総務課長	農地資源課長	総務課長	—
			課長補佐（総括及び総務班担当）				総務班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
			課長補佐（地域計画班担当）				地域計画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
			課長補佐（地域整備班担当）				地域整備班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
			課長補佐（競争力強化事業推進班担当）				競争力強化事業推進班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員

部局等名	実施権者	調整者	調整補助者		評価者	評価補助者	対象となる被評価者の範囲
農村振興局	農村振興局長	農村振興局長	総務課長	農地資源課長	調査官	—	事業推進企画官、調査官の指揮を受けて事務を行う課長補佐
						課長補佐（特定地域対策企画班担当）	特定地域対策企画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						課長補佐（特定地域対策事業班担当）	特定地域対策事業班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					—	専門官	
			—	専門官	専門官の指揮を受けて事務を行う職員		
			総務課長	農地資源課長	課長補佐（経営体育成事業企画班担当）	経営体育成事業企画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐（経営体育成事業指導班担当）	経営体育成事業指導班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
			総務課長	農地資源課長	多面的機能支払推進室長	—	多面的機能支払専門官、多面的機能支払推進室に配置される各課長補佐（保全調整班担当を除く。）
						課長補佐（企画班担当）	企画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						課長補佐（保全指導班担当）	保全指導班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
			総務課長	農地資源課長	課長補佐（保全調整班担当）	保全調整班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
			総務課長	地域整備課長	—	農村整備調査官、企画官、集落排水資源循環専門官、農村整備情報分析官及び各課長補佐	
					課長補佐（総括及び総務班担当）	総務班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐（農村整備計画班担当）	農村整備計画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐（農村整備企画班担当）	農村整備企画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐（集落基盤整備再編班担当）	集落基盤整備再編班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐（農村資源循環班担当）	農村資源循環班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐（農村資源利活用推進班担当）	農村資源利活用推進班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐（活性化支援班担当）	活性化支援班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐（福島復旧復興班担当）	福島復旧復興班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					—	災害対策室長、防災・減災対策室長、海岸・防災事業調整官、緊急災害対策官、災害情報分析官及び各課長補佐（室に配置される者を除く。）	
			防災課長	課長補佐（総務班担当）	総務班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員		
				課長補佐（海岸・防災計画班担当）	海岸・防災計画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員		
				課長補佐（広域防災班担当）	広域防災班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員		
			総務課長	防災課長	—	防災・減災企画官及び防災・減災対策室に配置される各課長補佐	
					課長補佐（防災情報班担当）	防災情報班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐（防災班担当）	防災班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
				災害対策室長	—	災害査定官及び災害対策室に配置される各課長補佐	
課長補佐（災害班担当）	災害班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員						
課長補佐（広域災害対策班担当）	広域災害対策班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員						

令和7年10月1日現在

被評価者に係る評価者、調整者及び補助者等一覧

部局等名	実施権者	調整者	調整補助者	評価者	評価補助者	対象となる被評価者の範囲	
農林水産技術会議事務局	農林水産大臣	農林水産大臣	秘書課長	農林水産事務次官	-	農林水産技術会議事務局長	
	農林水産大臣	農林水産事務次官	秘書課長	農林水産技術会議事務局長	-	研究総務官	
	農林水産事務次官				-	研究調整課長、研究企画課長、研究推進課長、国際研究官、研究統括官、研究開発官及び研究調整官	
	農林水産技術会議事務局	農林水産技術会議事務局長	農林水産技術会議事務局長	研究調整課長	研究調整課長	-	技術政策室長、管理官、政策情報分析官及び課長補佐（総括、総括班担当）
						-	筑波産学連携支援センター長
						研究開発官等（課長の指名する者に限る。）	課長補佐（整備管理班担当、調整班担当）調整官及び研究インテグリティ調整官
						管理官	課長補佐（育成班担当、総務班担当、会計班担当）、デジタル実装専門官、監査官及び技術企画専門官
						課長補佐（総括班担当）	総括班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						課長補佐（育成班担当）	育成班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						課長補佐（総務班担当）	総務班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						課長補佐（会計班担当）	会計班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員（監査官が評価補助を行う職員を除く。）
						監査官	会計班及び係のうち、会計係、調整係及び支給係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						課長補佐（民間研究推進班担当）	民間研究推進班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						課長補佐（整備管理班担当）	整備管理班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						課長補佐（調整班担当）	調整班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						デジタル実装専門官	デジタル実装専門官の指揮を受けて事務を行う職員
						農林水産技術会議事務局	農林水産技術会議事務局長
	課長補佐（技術企画班担当）	技術企画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員					
	課長補佐（技術調査班担当）	技術調査班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員					
	課長補佐（技術調整班担当）	技術調整班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員					
	課長補佐（スマート農業戦略企画班担当）	スマート農業戦略企画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員					
課長補佐（情報化推進班担当）	情報化推進班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員						
課長補佐（推進班担当）	推進班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員						
農林水産技術会議事務局	農林水産技術会議事務局長	農林水産技術会議事務局長	研究企画課長	研究企画課長	-	イノベーション戦略室長、企画調整専門官、遺伝資源専門官、知的財産専門官、研究専門官（研究企画課長の指揮を受けて事務を行う者に限る。）、政策情報分析官及び各課長補佐（室に配置される者を除く。）	
					研究専門官等（課長の指名する者に限る。）	品種育成制度検討に係る事務を行う職員	
					課長補佐（総括及び総括班担当）	総括班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐（企画班担当）	企画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐（情報調査班担当）	情報調査班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐（知的財産班担当）	知的財産班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐（戦略的実装班担当）	戦略的実装班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐（政策評価班担当）	政策評価班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					イノベーション戦略室長	イノベーション戦略室の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐（戦略企画班担当）	戦略企画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐（技術安全推進班担当）	技術安全推進班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
課長補佐（政策研究推進班担当）	政策研究推進班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員						

部局等名	実施権者	調整者	調整補助者	評価者	評価補助者	対象となる被評価者の範囲				
農林水産技術会議事務局	農林水産技術会議事務局	農林水産技術会議事務局	研究調整課長	研究推進課長	-	産学連携室長、調査官、技術政策情報分析官及び各課長補佐（室に配置される者を除く。）				
					課長補佐（総括及び総括班担当）	総括班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員				
					課長補佐（企画調整班担当）	企画調整班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員				
					課長補佐（スマート農業技術開発班担当）	スマート農業技術開発班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員				
					課長補佐（スマート農業技術供給班担当）	スマート農業技術供給班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員				
					課長補佐（スマート農業技術企画）	当該課長補佐（スマート農業技術企画）の指揮を受けて事務を行う職員				
					産学連携室長	産学連携室の所掌事務に掲げる事務を行う職員				
					課長補佐（産学連携企画班担当）又は研究専門官（室長が指名する者に限る。）	産学連携企画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員				
					課長補佐（産学連携振興班担当）	産学連携振興班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員				
					課長補佐（産学連携調整班担当）	産学連携調整班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員				
					課長補佐（研究拠点班担当）	研究拠点班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員				
					国際研究官	-	国際研究専門官			
				国際研究専門官（総括）		当該国際研究専門官の指揮を受けて事務を行う職員				
				研究統括官	-	研究専門官及び課長補佐（研究統括官の指揮を受けて事務を行う者に限る。）				
					研究専門官（総括）	当該研究専門官（総括）の指揮を受けて事務を行う職員				
				研究開発官	-	研究専門官（研究開発官の指揮を受けて事務を行う者に限る。）				
					研究専門官（総括）	当該研究専門官（総括）の指揮を受けて事務を行う職員				
				筑波産学連携支援センター	農林水産技術会議事務局	農林水産技術会議事務局	研究調整課長	研究調整課長	-	筑波産学連携支援センター長
							研究調整課長及び筑波産学連携支援センター長	センター長	-	総務課長、管理課長、コーディネーション推進課長、研究情報活用促進課長及び情報システム課長
								総務課長	-	課長補佐
課長補佐（庶務・会計）	当該課長補佐（庶務・会計）の指揮を受けて事務を行う職員									
課長補佐（厚生）	当該課長補佐（厚生）の指揮を受けて事務を行う職員									
管理課長	-	管理課の所掌事務に掲げる事務を行う職員								
コーディネーション推進課長	-	課長補佐、研究交流専門官及び産学連携専門官								
	課長補佐	当該課長補佐の指揮を受けて事務を行う職員								
研究情報活用促進課長	-	課長補佐								
	課長補佐（研究情報）	当該課長補佐（研究情報）の指揮を受けて事務を行う職員								
	課長補佐（事業化促進）	当該課長補佐（事業化促進）の指揮を受けて事務を行う職員								
情報システム課長	-	課長補佐、システム専門官及び研究情報専門官								
	課長補佐	当該課長補佐の指揮を受けて事務を行う職員								

令和3年10月1日現在

## 被評価者に係る評価者、調整者及び補助者等一覧

## 【横浜植物防疫所】

部局等名	実施権者	調整者	調整補助者	評価者	評価補助者	対象となる被評価者の範囲	
本所	消費・安全局長	消費・安全局長	消費・安全局 総務課長	消費・安全局 総務課長	消費・安全局 植物防疫課長	横浜植物防疫所長	
				横浜植物防疫所長	—	総務部長、業務部長、調査研究部長及びリスク分析部長、業務管理官 札幌支所、塩釜支所、成田支所、東京支所、羽田空港支所及び新潟支所の各支所長	
			消費・安全局 総務課長	所長	総務部長	—	庶務課長及び会計課長
					業務部長	—	統括植物検疫官、統括同定官
					調査研究部長	—	統括調査官、研修指導官
					リスク分析部長	—	統括調査官
					庶務課長	—	庶務課の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					会計課長	—	会計課の所掌事務に掲げる事務を行う職員
支所	消費・安全局長	消費・安全局長	消費・安全局 総務課長	所長	札幌支所長	—	当該札幌支所長の指揮を受けて事務を行う職員 新千歳空港出張所、釧路出張所、小樽出張所、室蘭・苫小牧出張所及び函館出張所の各出張所長
					塩釜支所長	—	当該塩釜支所長の指揮を受けて事務を行う職員 弘前出張所、八戸出張所、石巻出張所及び小名浜出張所の各出張所長
					成田支所長	—	次長、庶務課長及び統括植物検疫官
					東京支所長	—	次長、庶務課長及び統括植物検疫官 鹿島出張所及び千葉出張所の各出張所長
					羽田空港支所長	—	次長、庶務課長及び統括植物検疫官
					新潟支所長	—	新潟支所長の指揮を受けて事務を行う職員 秋田出張所及び直江津出張所の各出張所長
					消費・安全局 総務課長及び所長	支所長	庶務課長 (成田、東京、羽田空港の各支所)
			統括植物検疫官 (成田、東京、羽田空港の各支所)	—			当該統括植物検疫官の指揮を受けて事務を行う職員
出張所	消費・安全局長	消費・安全局長	消費・安全局 総務課長及び所長	支所長	各出張所長	—	当該出張所長の指揮を受けて事務を行う職員

平成29年4月1日現在

## 被評価者に係る評価者、調整者及び補助者等一覧

## 【名古屋植物防疫所】

部局等名	実施権者	調整者	調整補助者		評価者	評価補助者	対象となる被評価者の範囲
本所	消費・安全局長	消費・安全局長	消費・安全局 総務課長		消費・安全局 総務課長	消費・安全局 植物防疫課長	名古屋植物防疫所長
					名古屋植物防疫所長	-	庶務課長
							統括植物検疫官及び調整指導官
							伏木富山支所、清水支所及び中部空港支所の各支所長
			消費・安全局 総務課長	所長	庶務課長	-	庶務課の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					統括植物検疫官 (所長が指名する者に限る。)	-	当該統括植物検疫官の指揮を受けて事務を行う職員
					-	南部出張所長及び四日市出張所長	
支所	消費・安全局長	消費・安全局長	消費・安全局 総務課長	所長	伏木富山支所長	-	当該伏木富山支所長の指揮を受けて事務を行う職員
						-	小松空港出張所長
					清水支所長	-	当該清水支所長の指揮を受けて事務を行う職員
						-	静岡空港出張所長
			中部空港支所長	-	庶務課長及び統括植物検疫官		
			消費・安全局 総務課長及び所長	支所長	庶務課長 (中部空港支所)	-	当該支所の庶務課の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					統括植物検疫官 (中部空港支所)	-	当該統括植物検疫官の指揮を受けて事務を行う職員
出張所	消費・安全局長	消費・安全局長	消費・安全局 総務課長及び所長	支所長	各出張所長	-	当該出張所長の指揮を受けて事務を行う職員

平成29年4月1日現在

## 被評価者に係る評価者、調整者及び補助者等一覧

## 【神戸植物防疫所】

部局等名	実施権者	調整者	調整補助者		評価者	評価補助者	対象となる被評価者の範囲			
本所	消費・安全局長	消費・安全局長	消費・安全局 総務課長		消費・安全局 総務課長	消費・安全局 植物防疫課長	神戸植物防疫所長			
					神戸植物防疫所長	-	業務部長			
							庶務課長及び会計課長			
							大阪支所、関西空港支所、広島支所及び坂出支所の各支所長			
			消費・安全局 総務課長	所長	業務部長	-	統括植物検疫官、統括同定官及び調整指導官			
					庶務課長	-	庶務課の所掌事務に掲げる事務を行う職員			
					会計課長	-	会計課の所掌事務に掲げる事務を行う職員			
					統括植物検疫官 (所長が指名する者に限る。)	-	当該統括植物検疫官の指揮を受けて事務を行う職員			
			支所	消費・安全局長	消費・安全局長	消費・安全局 総務課長		大阪支所長	-	当該大阪支所長の指揮を受けて事務を行う職員 (統括植物検疫官の指揮を受けて事務を行う職員を除く。)
								関西空港支所長	-	次長、庶務課長及び統括植物検疫官
広島支所長	-	当該広島支所長の指揮を受けて事務を行う職員								
		境港出張所、水島出張所及び尾道出張所の各出張所長								
消費・安全局 総務課長及び所長	支所長	坂出支所長				-	当該坂出支所長の指揮を受けて事務を行う職員			
							小松島出張所、松山出張所及び高知出張所の各出張所長			
		庶務課長 (関西空港支所)				-	当該支所の庶務課の所掌事務に掲げる事務を行う職員			
		統括植物検疫官 (大阪支所、関西空港支所)				-	当該統括植物検疫官の指揮を受けて事務を行う職員			
出張所	消費・安全局長	消費・安全局長	消費・安全局 総務課長及び所長	支所長	各出張所長	-	当該出張所長の指揮を受けて事務を行う職員			

被評価者に係る評価者、調整者及び補助者等一覧

【門司植物防疫所】

部局等名	実施権者	調整者	調整補助者		評価者	評価補助者	対象となる被評価者の範囲		
本所	消費・安全局長	消費・安全局長	消費・安全局 総務課長		消費・安全局 総務課長	消費・安全局 植物防疫課長	門司植物防疫所長		
					門司植物防疫所長	—	庶務課長	—	庶務課長
							統括植物検疫官及び調整指導官		
					福岡支所、鹿児島支所及び名瀬支所の各支所長				
			消費・安全局 総務課長	所長	庶務課長	—	庶務課の所掌事務に掲げる事務を行う職員		
					統括植物検疫官 (所長が指名する者に限る。)		—	当該統括植物検疫官の指揮を受けて事務を行う職員	
下関出張所長									
支所	消費・安全局長	消費・安全局長	消費・安全局 総務課長	所長	福岡支所長	—	庶務課長及び統括植物検疫官		
					伊万里出張所及び長崎出張所の各出張所長				
					鹿児島支所長	—	当該鹿児島支所長の指揮を受けて事務を行う職員		
					八代出張所、大分出張所、細島出張所及び志布志出張所の各出張所長				
			名瀬支所長		—	当該名瀬支所長の指揮を受けて事務を行う職員			
			消費・安全局 総務課長及び所長	支所長	庶務課長 (福岡支所)	—	当該支所の庶務課の所掌事務に掲げる事務を行う職員		
統括植物検疫官 (福岡支所)		—			当該統括植物検疫官の指揮を受けて事務を行う職員				
出張所	消費・安全局長	消費・安全局長	消費・安全局 総務課長及び所長	支所長	各出張所長	—	当該出張所長の指揮を受けて事務を行う職員		

平成27年10月1日現在

## 被評価者に係る評価者、調整者及び補助者等一覧

## 【那覇植物防疫事務所】

部局等名	実施権者	調整者	調整補助者		評価者	評価補助者	対象となる被評価者の範囲
本所	消費・安全局長	消費・安全局長	消費・安全局 総務課長		消費・安全局 総務課長	消費・安全局 植物防疫課長	那覇植物防疫事務所長
					那覇植物防疫事務所長	—	庶務課長
							統括植物検疫官及び調整指導官
			消費・安全局 総務課長	所長	庶務課長	—	庶務課の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					統括植物検疫官 (所長が指名する者に限る。)	—	当該統括植物検疫官の指揮を受けて事務を行う職員
				那覇空港出張所、嘉手納出張所、平良出張所及び石垣出張所の各出張所長			
出張所	消費・安全局長	消費・安全局長	消費・安全局 総務課長	所長	各出張所長	—	当該出張所長の指揮を受けて事務を行う職員

令和7年10月1日現在

## 被評価者に係る評価者、調整者及び補助者等一覧

## 【動物検疫所】

部局等名	実施権者	調整者	調整補助者		評価者	評価補助者	対象となる被評価者の範囲
本所	消費・安全局長	消費・安全局長	消費・安全局 総務課長		消費・安全局 総務課長	消費・安全局 動物衛生課長	動物検疫所長
					動物検疫所長	—	企画管理部長、総務部長、検疫部長及び精密検査部長
							北海道・東北支所、成田支所、羽田空港支所、中部空港支所、関西空港支所、神戸支所、門司支所及び沖縄支所の各支所長
			消費・安全局 総務課長	所長	企画管理部長	—	企画調整課長、調査課長、危機管理課長、調整指導官、統括検疫管理官及び感染症対策専門官
					総務部長	—	庶務課長及び会計課長
					検疫部長	—	動物検疫課長、畜産物検疫課長及び管理指導課長
							川崎出張所、新潟空港出張所及び静岡出張所の各出張所長
					精密検査部長	—	微生物検査課長、海外病検査課長、病理・理化学検査課長及び危険度分析課長
					企画調整課長	—	企画調整課の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					調査課長	—	調査課の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					危機管理課長	—	危機管理課の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					庶務課長	—	庶務課の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					会計課長	—	会計課の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					動物検疫課長	—	動物検疫課の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					畜産物検疫課長	—	畜産物検疫課の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					管理指導課長	—	管理指導課の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					微生物検査課長	—	微生物検査課の所掌事務に掲げる事務を行う職員
海外病検査課長	—	海外病検査課の所掌事務に掲げる事務を行う職員					
病理・理化学検査課長	—	病理・理化学検査課の所掌事務に掲げる事務を行う職員					
危険度分析課長	—	危険度分析課の所掌事務に掲げる事務を行う職員					

部局等名	実施権者	調整者	調整補助者		評価者	評価補助者	対象となる被評価者の範囲
支所	消費・安全局長	消費・安全局長	消費・安全局総務課長	所長	北海道・東北支所長	—	庶務課長、検疫課長及び調整指導官
							函館空港出張所及び仙台空港出張所の各出張所長
					成田支所長	—	次長
							庶務課長、旅具検疫第1課長、旅具検疫第2課長、旅具検疫第3課長、動物検疫第1課長、動物検疫第2課長、貨物検査課長、調整指導官及び統括検疫管理官
					羽田空港支所長	—	次長
							庶務課長、検疫第1課長、検疫第2課長、調整指導官及び統括検疫管理官
							東京出張所長
					中部空港支所長	—	次長
							庶務課長、検疫課長、調整指導官及び統括検疫管理官
							小松出張所及び名古屋出張所の各出張所長
			関西空港支所長	—	次長		
					庶務課長、検疫第1課長、検疫第2課長、検疫第3課長、調整指導官及び統括検疫管理官		
			神戸支所長	—	次長		
					庶務課長、検疫課長、調整指導官及び統括検疫管理官		
					大阪出張所、米子空港出張所、岡山空港出張所、広島空港出張所及び四国出張所の各出張所長		
			門司支所長	—	次長		
					庶務課長、検疫第1課長、検疫第2課長、検疫第3課長、調整指導官及び統括検疫管理官		
博多出張所、福岡空港出張所、長崎空港出張所、熊本空港出張所及び鹿児島空港出張所の各出張所長	—	庶務課長、検疫課長及び調整指導官					
		那覇空港出張所長					
消費・安全局総務課長及び所長	支所長	庶務課長(各支所)	—	当該庶務課の所掌事務に掲げる事務を行う職員			
		検疫課長(北海道・東北、中部空港、神戸、沖縄の各支所)	—	当該検疫課の所掌事務に掲げる事務を行う職員			
		検疫第1課長(羽田空港、関西空港、門司の各支所)	—	当該検疫第1課の所掌事務に掲げる事務を行う職員			
		検疫第2課長(羽田空港、関西空港、門司の各支所)	—	当該検疫第2課の所掌事務に掲げる事務を行う職員			
		検疫第3課長(関西空港、門司の各支所)	—	当該検疫第3課の所掌事務に掲げる事務を行う職員			

部局等名	実施権者	調整者	調整補助者		評価者	評価補助者	対象となる被評価者の範囲
支所	消費・安全局長	消費・安全局長	消費・安全局総務課長及び所長	支所長	旅具検疫第1課長 (成田支所)	—	旅具検疫第1課の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					旅具検疫第2課長 (成田支所)	—	旅具検疫第2課の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					旅具検疫第3課長 (成田支所)	—	旅具検疫第3課の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					動物検疫第1課長 (成田支所)	—	動物検疫第1課の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					動物検疫第2課長 (成田支所)	—	動物検疫第2課の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					貨物検査課長 (成田支所)	—	貨物検査課の所掌事務に掲げる事務を行う職員
出張所	消費・安全局長	消費・安全局長	消費・安全局総務課長及び所長	支所長	各出張所長	—	当該出張所長の指揮を受けて事務を行う職員

平成27年10月1日現在

## 被評価者に係る評価者、調整者及び補助者等一覧

部局等名	実施権者	調整者	調整補助者	評価者	評価補助者	対象となる被評価者の範囲
動物医薬品検査所	消費・安全局長	消費・安全局長	消費・安全局 総務課長	消費・安全局 総務課長	消費・安全局畜水 産安全管理課長	動物医薬品検査所長
				動物医薬品検査 所長	—	企画連絡室長、検査第一部長及び検査第二部長 庶務課長及び会計課長
			消費・安全局総務 課長及び所長	企画連絡室長	—	企画調整課長、審査調整課長、技術指導課長、動物用 医薬品審査官、動物用医療機器審査官、動物用医薬品 専門官及び病原微生物管理専門官 検定検査品質保証課長
				検査第一部長	—	検査第一部の所掌事務に掲げる事務を行う職員
				検査第二部長	—	検査第二部の所掌事務に掲げる事務を行う職員
				企画調整課長	—	企画調整課の所掌事務に掲げる事務を行う職員
				審査調整課長	—	審査調整課の所掌事務に掲げる事務を行う職員
				技術指導課長	—	技術指導課の所掌事務に掲げる事務を行う職員
				検定検査品質保 証課長	—	検定検査品質保証課の所掌事務に掲げる事務を行う職 員
				庶務課長	—	庶務課の所掌事務に掲げる事務を行う職員
				会計課長	—	会計課の所掌事務に掲げる事務を行う職員

## 被評価者に係る評価者、調整者及び補助者等一覧

部局等名	実施権者	調整者	調整補助者	評価者	評価補助者	対象となる被評価者の範囲
農林水産研修所	官房長	官房長	秘書課長	秘書課長	—	農林水産研修所長
				農林水産研修所長	—	農林水産研修所副所長（つくば館）
					—	総務課長、教務課長及び教務指導官
					総務課長	総務課の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					教務課長	研修企画官（つくば館に配置される職員を除く。）及び教務課の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					—	研修調整官（つくば館水戸ほ場）
			秘書課長及び農林水産研修所長	農林水産研修所副所長	—	つくば館（水戸ほ場を除く。）に配置される職員
				研修調整官	—	つくば館水戸ほ場に配置される職員（評価補助者が技術研修課長の職員を除く。）
					技術研修課長	技術研修課に属する職員のうち、水戸ほ場に配置される職員

令和4年6月28日現在

## 被評価者に係る評価者、調整者及び補助者等一覧

部局等名	実施権者	調整者	調整補助者	評価者	評価補助者	対象となる被評価者の範囲	
農林水産政策研究所	農林水産大臣	農林水産事務次官	秘書課長	官房長	—	農林水産政策研究所長及び農林水産政策研究所次長	
	官房長	農林水産政策研究所長	—	農林水産政策研究所次長	—	庶務課長	
			庶務課長			政策研究調整官 (所長に指名された者に限る)	会計課長
				企画広報室長、総括上席研究官及び政策研究調整官 (所長に指名された者に限る)			
				企画広報室長	政策研究調整官 (所長に指名された者に限る)	—	企画科長、交流情報課長及び広報資料課長
						企画科長	企画科の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						交流情報課長	交流情報課の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						広報資料課長	広報資料課の所掌事務に掲げる事務を行う職員
				政策研究調整官 (所長に指名された者に限る)	—	—	当該政策研究調整官の指揮を受けて事務を行う職員
				総括上席研究官	—	—	当該総括上席研究官の指揮を受けて事務を行う職員
				庶務課長	—	—	庶務課の所掌事務に掲げる事務を行う職員
				会計課長	—	—	会計課の所掌事務に掲げる事務を行う職員

令和7年4月1日現在

被評価者に係る評価者、調整者及び補助者等一覧

【地方農政局】

部局等名	実施権者	調整者	調整補助者	評価者	評価補助者	対象となる被評価者の範囲	
地方農政局 地方農政局本局	農林水産大臣	農林水産事務次官	秘書課長及び地方課長	官房長		地方農政局長	
	官房長	官房長	地方課長	地方農政局長		局次長	
						企画調整室長、各部長、総務管理官、持続的食料システム戦略推進官及び輸出対策推進官（それぞれ局次長の評価補助を受ける者を除く。）	
					局次長（局長が指名する者に限る。）	企画調整室長、各部長、総務管理官、持続的食料システム戦略推進官及び輸出対策推進官	
					局次長	地方参事官及び地方調整官	
	地方農政局長	地方農政局長	地方農政局長	総務部長又は総務管理官	企画調整室長		調整官、総括農政推進官（企画調整室長が指名する者に限る。）、室長補佐、企画官、地域農政調整官及びデジタル変革推進専門官
						調整官又は総括農政推進官（企画調整室長が指名する者に限る。）	当該調整官又は総括農政推進官の指揮を受けて事務を行う職員
						各室長補佐	当該室長補佐が担当する所の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						専門官	当該専門官の指揮を受けて事務を行う職員
					総務部長又は総務管理官		総務課長、人事企画調整官、会計課長及び事業経理官
					消費・安全部長		消費・安全調整官、消費・安全管理官、消費生活課長、米穀流通・食品表示監視課長、農産安全管理課長、畜水産安全管理課長及び総括広域監視官
					生産部長		農産政策調整官、生産振興課長、業務管理課長、園芸特産課長、畜産課長、環境・技術課長及び総括農政業務管理官
					経営・事業支援部長		経営政策調整官、担い手育成課長、輸出促進課長、食品企業課長、農地政策推進課長、経営支援課長及び総括農政業務管理官
					農村振興部長		事業管理調整官、洪水調節機能強化対策官、福島復旧復興対策官、国営事業情報分析官、設計課長、農村計画課長、都市農村交流課長、土地改良管理課長、農村環境課長、事業計画課長、用地課長、水利整備課長、農地整備課長、地域整備課長及び防災課長
					統計部長		調整課長、統計企画課長、経営・構造統計課長、生産流通消費統計課長及び総括統計専門官
					地方参事官（局長が指名する者に限る。）		当該地方参事官の指揮を受けて事務を行う職員
					持続的食料システム戦略推進官（局長が指名する者に限る。）		持続的食料システム戦略推進官の指揮を受けて事務を行う職員
					輸出対策推進官（局長が指名する者に限る。）		輸出対策推進官の指揮を受けて事務を行う職員
					総務部長又は総務管理官、各部長及び地方参事官	各課長	
	各課長補佐	当該課長補佐が担当する所の所掌事務に掲げる事務を行う職員					
専門官	当該専門官の指揮を受けて事務を行う職員						

部局等名	実施権者	調整者	調整補助者	評価者	評価補助者	対象となる被評価者の範囲
地方農政局本局	地方農政局長	地方農政局長	総務部長又は総務管理官、各部長及び地方参事官	事業経理官 (局長が指名する者に限る。)	—	課長補佐
					課長補佐(事業経理官が指名する者に限る。)	当該課長補佐が担当する係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
				経営政策調整官 (局長が指名する者に限る。)	—	各課長補佐及び専門官
					課長補佐又は専門官(経営政策調整官が指名する者に限る。)	当該課長補佐又は専門官が担当する係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
				総括農政推進官	—	主任農政推進官
				主任農政推進官	当該主任農政推進官の指揮を受けて事務を行う職員	
				総括広域監視官	—	主任広域監視官
				主任広域監視官	当該主任広域監視官の指揮を受けて事務を行う職員	
				総括農政業務管理官	—	主任農政業務管理官
				主任農政業務管理官	当該主任農政業務管理官の指揮を受けて事務を行う職員	
	総括統計専門官	—	主席統計専門官及び統計専門官			
	主席統計専門官又は統計専門官	当該主席統計専門官又は統計専門官の指揮を受けて事務を行う職員				

令和7年4月1日現在

被評価者に係る評価者、調整者及び補助者等一覧

【地方農政局】

部局等名	実施権者	調整者	調整補助者	評価者	評価補助者	対象となる被評価者の範囲
本局所在道府県	地方農政局長	地方農政局長	総務部長又は総務管理官、各部長、地方参事官及び地方調整官	地方参事官及び地方調整官	—	総括農政推進官
				総括農政推進官	—	主任農政推進官及び主任農政推進・地域防災官
					主任農政推進官又は主任農政推進・地域防災官	当該主任農政推進官又は主任農政推進・地域防災官の指揮を受けて事務を行う職員
本局所在道府県以外	地方農政局長	地方農政局長	総務部長又は総務管理官、各部長及び地方参事官	地方参事官	—	副地方参事官及び総括農政推進官(総括・管理担当)又は総括農政推進官(管理担当)
					副地方参事官、総括農政推進官(総括・管理担当)又は総括農政推進官(管理担当)	総括農政推進官(総括・管理担当又は管理担当を除く。)、総括農政業務管理官及び総括統計専門官
				副地方参事官、総括農政推進官(総括・管理担当)又は総括農政推進官(管理担当)	—	主任農政推進官及び主任農政推進・地域防災官
					主任農政推進官又は主任農政推進・地域防災官	当該主任農政推進官又は主任農政推進・地域防災官の指揮を受けて事務を行う職員
				総括農政推進官	—	主任農政推進官及び主任農政推進・地域防災官
					主任農政推進官又は主任農政推進・地域防災官	当該主任農政推進官又は主任農政推進・地域防災官の指揮を受けて事務を行う職員
				総括農政業務管理官	総括農政推進官	主任農政業務管理官
					主任農政業務管理官	当該主任農政業務管理官の指揮を受けて事務を行う職員
				総括統計専門官	総括農政推進官	主席統計専門官及び統計専門官
					主席統計専門官又は統計専門官	当該主席統計専門官又は統計専門官の指揮を受けて事務を行う職員

平成27年10月1日現在

## 被評価者に係る評価者、調整者及び補助者等一覧

## 【地方農政局】

部局等名	実施権者	調整者	調整補助者	評価者	評価補助者	対象となる被評価者の範囲
事務所及び事業所	地方農政局長	地方農政局長	総務部長又は総務管理官	地方農政局次長	農村振興部長	事業（務）所長
					—	事業（務）所の次長及び建設所長
				事業（務）所長	事業（務）所の次長	事業（務）所の課長、支所長、管理所長、専門官、工区長
					事業（務）所の課長	事業（務）所の当該課の所掌事務に掲げる事務を行う職員
				建設所長	—	建設所の課長、専門官
			建設所の課長		建設所の当該課の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
	総務部長又は総務管理官、各事業（務）所長	管理所長又は支所長	—	当該管理所又は支所の所掌事務に掲げる事務を行う職員		

令和7年4月1日現在

## 被評価者に係る評価者、調整者及び補助者等一覧

## 【地方農政局】

部局等名	実施権者	調整者	調整補助者	評価者	評価補助者	対象となる被評価者の範囲
震災復興室	地方農政局長	地方農政局長	総務部長及び各部長	地方参事官	総括農政推進官	主任農政推進官
					主任農政推進官	当該主任農政推進官の指揮を受けて事務を行う職員
鹿屋市	地方農政局長	地方農政局長	総務部長、各部長及び地方参事官	地方参事官	—	総括農政推進官
				総括農政推進官	—	主任農政推進官及び主任農政推進・地域防災官
					主任農政推進官又は主任農政推進・地域防災官	当該主任農政推進官又は主任農政推進・地域防災官の指揮を受けて事務を行う職員
鹿児島県	地方農政局長	地方農政局長	総務部長、各部長及び地方参事官	総括統計専門官	—	主席統計専門官及び統計専門官
					主席統計専門官又は統計専門官	当該主席統計専門官又は統計専門官の指揮を受けて事務を行う職員

令和7年4月1日現在

被評価者に係る評価者、調整者及び補助者等一覧

【北海道農政事務所】

部局等名	実施権者	調整者	調整補助者	評価者	評価補助者	対象となる被評価者の範囲
本所職員	農林水産大臣	農林水産事務次官	秘書課長及び地方課長	官房長	—	北海道農政事務所長
	官房長	官房長	地方課長	北海道農政事務所長	— 次長	次長 企画調整室長、各部長、総務管理官、地方参事官、地方調整官、持続的食料システム戦略推進官及び輸出対策推進官
			総務管理官	企画調整室長	—	調整官、室長補佐及びデジタル変革推進専門官
					調整官	当該調整官の指揮を受けて事務を行う職員
					各室長補佐	当該室長補佐が担当する係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					専門官	当該専門官の指揮を受けて事務を行う職員
				総務管理官	—	総務課長、人事企画調整官及び会計課長
				地方調整官	—	当該地方調整官の指揮を受けて事務を行う職員
				持続的食料システム戦略推進官	—	持続的食料システム戦略推進官の指揮を受けて事務を行う職員
				総括農政業務管理官（持続的食料システム戦略推進官が指名する者に限る。）	—	総括農政業務管理官の指揮を受けて事務を行う職員
				生産経営産業部長	—	食品企業調整官、農産政策調整官、生産支援課長、業務管理課長、事業支援課長、担い手育成課長及び総括農政業務管理官
				消費・安全部長	—	消費・安全管理官、消費生活課長、米穀流通・食品表示監視課長、農産安全管理課長、畜水産安全管理課長及び総括広域監視官
			統計部長	—	総括統計官、調整課長、統計企画課長、経営・構造統計課長、生産流通消費統計課長及び総括統計専門官	
	北海道農政事務所長	北海道農政事務所長	総務管理官、各部長及び輸出対策推進官	各課長	—	特別会計室長、課長補佐及び専門官
					農産政策調整官（生産支援課長が指名する者に限る。）	当該農産政策調整官の指揮を受けて事務を行う職員
					総括農政業務管理官（生産支援課長が指名する者に限る。）	当該総括農政業務管理官の指揮を受けて事務を行う職員
					総括農政業務管理官（担い手育成課長が指名する者に限る。）	当該総括農政業務管理官の指揮を受けて事務を行う職員
					総括広域監視官（米穀流通・食品表示監視課長が指名する者に限る。）	当該総括広域監視官の指揮を受けて事務を行う職員
					総括広域監視官（畜水産安全管理課長が指名する者に限る。）	当該総括広域監視官の指揮を受けて事務を行う職員
					各課長補佐	当該課長補佐が担当する係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
		専門官			当該専門官の指揮を受けて事務を行う職員	
		—			主席統計専門官又は統計専門官	
		主席統計専門官又は統計専門官			当該主席統計専門官又は統計専門官の指揮を受けて事務を行う職員	

令和7年4月1日現在

## 被評価者に係る評価者、調整者及び補助者等一覧

## 【北海道農政事務所】

部局等名	実施権者	調整者	調整補助者	評価者	評価補助者	対象となる被評価者の範囲
本所 所在 道 府 県	北海道農政事務所 所長	北海道農政事務所 所長	総務管理官、各部長 及び地方調整官	地方調整官	—	総括農政推進官
				総括農政推進官	—	主任農政推進官及び主任農政推進・地域防災官
					主任農政推進官 又は主任農政推進・地域 防災官	当該主任農政推進官又は主任農政推進・地域防災官の 指揮を受けて事務を行う職員
本所 所在 道 府 県 以 外	北海道農政事務所 所長	北海道農政事務所 所長	総務管理官、各部長 及び地方参事官	地方参事官	—	総括農政推進官(総括・管理担当)
					総括農政推進官 (総括・管理担当)	総括農政推進官(総括・管理担当を除く。)、総括農 政業務管理官及び総括統計専門官
				総括農政推進官 (総括・管理担当)	—	主任農政推進官及び主任農政推進・地域防災官
					主任農政推進官 又は主任農政推進・地域 防災官	当該主任農政推進官又は主任農政推進・地域防災官の 指揮を受けて事務を行う職員
				総括農政推進官	—	主任農政推進官及び主任農政推進・地域防災官
					主任農政推進官 又は主任農政推進・地域 防災官	当該主任農政推進官又は主任農政推進・地域防災官の 指揮を受けて事務を行う職員
				総括農政業務管理 官	総括農政推進官	主任農政業務管理官、主任農政推進官及び統計専門官
					主任農政業務管理 官、主任農政推進官又は統計 専門官	当該主任農政業務管理官、主任農政推進官又は統計專 門官の指揮を受けて事務を行う職員
				総括統計専門官	総括農政推進官	主席統計専門官及び統計専門官
					主席統計専門官 又は統計専門官	当該主席統計専門官又は統計専門官の指揮を受けて事 務を行う職員

令和7年10月1日現在

被評価者に係る評価者、調整者及び補助者等一覧

部局等名	実施権者	調整者	調整補助者	評価者	評価補助者	対象となる被評価者の範囲				
林野庁	農林水産大臣	農林水産大臣	秘書課長	農林水産事務次官	—	林野庁長官				
	農林水産大臣	農林水産事務次官	秘書課長	林野庁長官	—	林野庁次長				
	農林水産事務次官				林政部長	林政部長、森林整備部長及び国有林野部長				
					森林整備部長	林政課長、企画課長、経営課長、木材産業課長及び木材利用課長				
					国有林野部長	計画課長、森林利用課長、整備課長、治山課長及び研究指導課長				
	林野庁長官				林野庁長官	林野庁長官	林政部長 林政課長	林政課長	—	監査室長、広報官、管理官（人事総括、主計）、分析官及び課長補佐（総括）
		課長補佐（総括）	総務班の所掌事務に掲げる事務を行う職員、デジタル実装専門官及びデジタル実装専門職							
		広報官	渉外広報班の所掌事務に掲げる事務を行う職員							
		管理官（主計）	主計班、会計経理第1班、会計経理第2班及び会計経理第3班の所掌事務に掲げる事務を行う職員							
		管理官（人事総括）	—	人事第1班、人事第2班、人事管理班及び文書班の所掌事務に掲げる事務を行う職員						
		監査室長	—	監査室の所掌事務に掲げる事務を行う職員						
		企画課長	—	分析官及び課長補佐（総括）						
			課長補佐（総括）	企画課（林野図書資料館を含む。）の所掌事務に掲げる事務を行う職員						
		林政部長 林政課長	林政課長	経営課長					—	林業労働・経営対策室長、特用林産対策室長、分析官及び課長補佐（総括）
									課長補佐（総括）	経営課（林業労働・経営対策室及び特用林産対策室を除く。）の所掌事務に掲げる事務を行う職員
							林業労働・経営対策室長	—	林業労働・経営対策室の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
							特用林産対策室長	—	特用林産対策室の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
		木材産業課長	木材産業課長	—			木材製品技術室長、分析官及び課長補佐（総括）			
				課長補佐（総括）			木材産業課（木材製品技術室を除く。）の所掌事務に掲げる事務を行う職員			
				木材製品技術室長			—	木材製品技術室の所掌事務に掲げる事務を行う職員		
		木材利用課長	木材利用課長	—			木材貿易対策室長、分析官、建築物木材利用促進官及び課長補佐（総括）			
				課長補佐（総括）			木材利用課（木材貿易対策室を除く。）の所掌事務に掲げる事務を行う職員			
				木材貿易対策室長			—	木材貿易対策室の所掌事務に掲げる事務を行う職員		
		森林整備部長 林政課長	森林利用課長	計画課長			—	施工企画調整室長、海外林業協力室長、首席森林計画官、分析官及び課長補佐（総括）		
							課長補佐（総括）	総務班、企画班、流域管理班及び森林保険企画班の所掌事務に掲げる事務を行う職員		
	首席森林計画官				—	森林計画指導班及び全国森林計画班の所掌事務に掲げる事務を行う職員				
	施工企画調整室長				—	施工企画調整室の所掌事務に掲げる事務を行う職員				
海外林業協力室長	—			海外林業協力室の所掌事務に掲げる事務を行う職員						
森林利用課長	—			森林集積推進室長、山村振興・緑化推進室長、花粉発生源対策調整官、森林吸収源情報管理官、分析官及び課長補佐（総括）						
	課長補佐（総括）			総務班及び企画班の所掌事務に掲げる事務を行う職員						
	森林吸収源情報管理官			森林吸収源企画班及び森林吸収源推進班に掲げる事務を行う職員						
	花粉発生源対策調整官	花粉発生源対策企画班及び花粉発生源対策推進班及び森林環境保全班の所掌事務に掲げる事務を行う職員								
山村振興・緑化推進室長	—	山村振興・緑化推進室の所掌事務に掲げる事務を行う職員								
森林集積推進室長	—	森林集積推進室及び森林利用指導班の所掌事務に掲げる事務を行う職員								

部局等名	実施権者	調整者	調整補助者		評価者	評価補助者	対象となる被評価者の範囲		
林野庁	林野庁長官	林野庁長官	森林整備部長 林政課長	整備課長	整備課長	—	造林間伐対策室長、森林資源循環施業推進官、分析官及び課長補佐（総括）		
						課長補佐（総括）	整備課（業務管理班及び造林間伐対策室を除く。）の所掌事務に掲げる事務を行う職員		
						森林資源循環施業推進官	業務管理班の所掌事務に掲げる事務を行う職員		
							造林間伐対策室長	—	造林間伐対策室の所掌事務に掲げる事務を行う職員
						森林整備部長 林政課長	治山課長	—	山地災害対策室長、保安林・盛土対策室長、分析官及び課長補佐（総括）
					課長補佐（総括）			治山課（山地災害対策室及び保安林・盛土対策室を除く。）の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					山地災害対策室長			山地災害対策室の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					保安林・盛土対策室長			保安林・盛土対策室の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					研究指導課長		—	技術開発推進室長、森林保護対策室長、首席研究企画官、放射性物質影響評価官、森林・林業技術者育成対策官、分析官及び課長補佐（総括）	
							課長補佐（総括）	総務班、調整班、育種班（森林・林業技術者育成対策官の指揮を受ける職員を除く）及び研究班の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
						森林・林業技術者育成対策官	普及教育班及び育種班の所掌事務に掲げる事務を行う職員		
							放射線物質影響評価官	森林除染技術開発企画班及び森林除染技術指導班の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
							技術開発推進室長	—	技術開発推進室の所掌事務に掲げる事務を行う職員
							森林保護対策室長	—	森林保護対策室の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					国有林野部長 林政課長	管理課長	管理課長	—	福利厚生室長、管理官（人事管理）、分析官及び課長補佐（総括）
								課長補佐（総括）	総務班、債務管理特別会計班及び調整班の所掌事務に掲げる事務を行う職員
							福利厚生室長	—	福利厚生室（共済組合給付班及び共済組合業務班を除く。）の所掌事務に掲げる事務を行う職員及び企画官（共済）
								企画官（共済）	共済組合給付班及び共済組合業務班の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					国有林野部長 林政課長		経営企画課長	—	国有林野総合利用推進室長、国有林野生態系保全室長、技術開発調査官、分析官及び課長補佐（総括）
								課長補佐（総括）	経営企画課（国有林野生態系保全室及び国有林野総合利用推進室を除く。）の所掌事務に掲げる事務を行う職員
							国有林野総合利用推進室長	—	国有林野総合利用推進室の所掌事務に掲げる事務を行う職員
							国有林野生態系保全室長	—	国有林野生態系保全室の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					国有林野部長 林政課長	業務課長	業務課長	—	国有林野管理室長、企画官（国有林材安定供給担当）、分析官及び課長補佐（総括）
								課長補佐（総括）	業務課（国有林野管理室、供給企画班及び供給対策班を除く。）の所掌事務に掲げる事務を行う職員
		企画官（国有林材安定供給担当）	—	供給企画班及び供給対策班の所掌事務に掲げる事務を行う職員					
				国有林野管理室長	—	国有林野管理室の所掌事務に掲げる事務を行う職員			

平成27年10月1日現在

## 被評価者に係る評価者、調整者及び補助者等一覧

部局等名	実施権者	調整者	調整補助者	評価者	評価補助者	対象となる被評価者の範囲
森林技術総合研修所	林野庁長官	林野庁長官	林野庁林政課長	森林整備部長	—	森林技術総合研修所長
				森林技術総合研修所長	—	首席教務指導官、総務課長、技術研修課長、経営研修課長及び林業機械化センター所長
	首席教務指導官	教務指導官				
	森林技術総合研修所長	森林技術総合研修所長	総務課長	総務課長	—	総務課の所掌事務に掲げる事務を行う職員
				技術研修課長	—	技術研修課の所掌事務に掲げる事務を行う職員
				経営研修課長	—	経営研修課の所掌事務に掲げる事務を行う職員
				林業機械化センター所長	—	林業機械化センターの所掌事務に掲げる事務を行う職員

令和7年4月1日現在

被評価者に係る評価者、調整者及び補助者等一覧

部局等名	実施権者	調整者	調整補助者	評価者	評価補助者	対象となる被評価者の範囲	
森林管理局 本局	農林水産大臣	農林水産事務次官	秘書課長及び林政課長	林野庁長官	—	森林管理局長	
	林野庁長官	林野庁長官	林野庁林政課長	森林管理局長	—	次長【北海道、東北、関東、中部、近畿中国】	
						総務企画部長、計画保全部長及び森林整備部長	
						業務管理官【四国、九州】、計画保全部調査官【北海道】	
	林野庁長官	林野庁長官	林野庁林政課長 及び森林管理局長	総務企画部長	—	森林環境保護技術分析官【北海道】、地域木材情報分析官【九州】	
						総務課長、企画課長【北海道】、業務調整課長【北海道】、企画調整課長【北海道以外】、経理課長、地域業務対策官、専門官、企画官及び監査官	
						計画課長、保全課長、治山課長、林地保全企画官、流域管理指導官、国有林野総合利用推進官【近畿中国】、治山技術専門官、専門官、企画官、自然遺産保全調整官、森林生態系保全センター所長、災害対策分析官、流域保全治山対策専門官、災害対策専門官【関東、近畿中国、九州】及び野生鳥獣管理指導官	
	森林管理局長	森林管理局長	総務課長	森林管理局次長【東北、関東、中部】	—	事務所の副所長を命ぜられた企画官【青森、東京及び名古屋事務所】	
						事務所の副所長を命ぜられた企画官【青森、東京及び名古屋事務所】	
						連絡調整官、上席技術指導官、技術指導官及び係員【青森、東京及び名古屋事務所に配置された者に限る。】	
						各課長の課長	
						各課長補佐	各課長補佐、地域業務対策官
						各課長補佐	当該課長補佐の指揮を受けて事務を行う職員
						調整官	調整官
						調整官	総括事務管理官、総括森林整備官、総括治山技術官、森林技術指導官、首席森林官、野生鳥獣対策官、森林情報管理官、森林官、造林対策官、地域技術官及び森林技術員【森林管理事務所に配置される者に限る。】
森林管理事務所長を命ぜられた企画官【埼玉、千葉、山梨、愛知、京都大阪、奈良、山口及び香川森林管理事務所】	総括事務管理官【森林管理事務所に配置される者に限る。】	主任事務管理官、事務管理官及び係員【森林管理事務所に配置される者に限る。】					
	総括森林整備官【森林管理事務所に配置される者に限る。】	治山技術官（総括治山技術官が配置される事務所を除く。）、主任森林整備官、森林整備官及び係員【森林管理事務所に配置される者に限る。】					
	総括治山技術官【森林管理事務所に配置される者に限る。】	治山技術官（総括治山技術官が配置されない所を除く。）及び係員【森林管理事務所に配置される者に限る。】					
事務所の所長を命ぜられた企画官【旭川、北見、帯広及び函館事務所】	—	当該事務所の所長を命ぜられた企画官の指揮を受けて事務を行う職員					
森林生態系保全センター所長	—	当該森林生態系保全センター所長の指揮を受けて事務を行う職員					
大井川治山センターの所長を命ぜられた企画官	—	当該大井川治山センターの所長を命ぜられた企画官の指揮を受けて事務を行う職員					

部局等名	実施権者	調整者	調整補助者	評価者	評価補助者	対象となる被評価者の範囲	
森林管理局本局	森林管理局長	森林管理局長	総務課長	伊那谷総合治山事業所の所長を命ぜられた企画官	—	当該伊那谷総合治山事業所の所長を命ぜられた企画官の指揮を受けて事務を行う職員	
				森林技術・支援センター所長	—	当該森林技術・支援センター所長の指揮を受けて事務を行う職員	
				森林放射生物質汚染対策センター所長	—	当該森林放射生物質汚染対策センター所長の指揮を受けて事務を行う職員	
				森林ふれあい推進センター所長を命ぜられた上席自然再生指導官	—	当該森林ふれあい推進センター所長を命ぜられた上席自然再生指導官の指揮を受けて事務を行う職員	
森林管理署（支署を含む。）	林野庁長官	林野庁長官	林野庁林政課長	森林管理局長	次長【北海道、東北、関東、中部、近畿中国】、業務管理官【四国、九州】	森林管理署長	
					森林管理署長	支署長、森林管理署次長	
	森林管理局長	森林管理局長	総務課長	森林管理署長	森林管理署次長	総括事務管理官、総括森林整備官、総括治山技術官及び森林技術指導官【森林管理事務所に配置される者を除く。】並びに総括地域林政調整官、地域林政調整官、森林土木指導官、主任地域林政調整官、流域保全治山対策技術官、野生鳥獣対策官、森林情報管理官及び造林対策官	地域統括森林官、首席森林官、森林官、地域技術官及び森林技術員【森林管理事務所に配置される者を除く。】
						総括事務管理官【森林管理事務所に配置される者を除く。】	主任事務管理官、事務管理官及び係員【森林管理事務所に配置される者を除く。】
						総括森林整備官【森林管理事務所に配置される者を除く。】	主任治山技術官及び治山技術官（総括治山技術官が配置される署及び支署を除く。）、上席森林整備官、主任森林整備官、森林整備官並びに係員【森林管理事務所に配置される者を除く。】
						総括治山技術官【森林管理事務所に配置される者を除く。】	主任治山技術官及び治山技術官（総括治山技術官が配置されない署及び支署を除く。）並びに係員【森林管理事務所に配置される者を除く。】

被評価者に係る評価者、調整者及び補助者等一覧

部局等名	実施権者	調整者	調整補助者	評価者	評価補助者	対象となる被評価者の範囲	
水産庁	農林水産大臣	農林水産大臣	秘書課長	農林水産事務次官	—	水産庁長官	
	農林水産大臣	農林水産事務次官	秘書課長	水産庁長官	—	水産庁次長	
	農林水産事務次官				漁政部長	漁政課長、企画課長、水産経営課長、加工流通課長及び漁業保険管理官	
					資源管理部長	管理調整課長、国際課長、漁業取締課長、漁獲監視官及び資源管理部参事官	
					増殖推進部長	研究指導課長、漁場資源課長、栽培養殖課長及び増殖推進部参事官	
					漁港漁場整備部長	計画・海業政策課長、事業課長及び防災漁村課長	
	水産庁長官				水産庁長官	漁政課長	漁政課長
		—	船舶管理室長、管理官、情報管理専門官、危機管理・災害対応専門官、業務推進専門職、デジタル実装専門官、デジタル実装専門職及び各課長補佐（室に配置される者を除く。）				
		課長補佐（総括班担当）	総括班及び係（調整係を除く。）の所掌事務に掲げる事務を行う職員				
		課長補佐（政策評価班担当）	政策評価班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員				
		課長補佐（人事班担当）	人事班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員				
		課長補佐（管理班担当）	管理班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員				
		課長補佐（文書班担当）	文書班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員				
		課長補佐（広報班担当）	広報班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員				
		課長補佐（主計班担当）	主計班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員				
		課長補佐（経理班担当）	経理班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員				
		課長補佐（会計班担当）	会計班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員				
		課長補佐（調整）	総括班及び係（調整係に限る。）の所掌事務に掲げる事務を行う職員				
	船舶管理室長	—	船舶管理室の所掌事務に掲げる事務を行う職員				
	水産庁長官	水産庁長官	漁政課長	企画課長	企画課長	—	水産業体質強化推進室長、企画官及び各課長補佐（室に配置される者を除く。）
					課長補佐（総括班担当）	総括班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐（企画班担当）	企画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
					課長補佐（動向分析班担当）	動向分析班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員	
課長補佐（労働安全・デジタル班担当）					労働安全・デジタル班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員		
水産業体質強化推進室長			—	水産業体質強化推進室の指揮を受けて事務を行う職員			
漁政課長			水産経営課長	—	指導室長及び各課長補佐（室に配置される者を除く。）		
				課長補佐（総括班担当）	総括班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員		
				課長補佐（金融第1班担当）	金融第1班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員		
				課長補佐（金融第2班担当）	金融第2班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員		
	課長補佐（金融調整）	当該課長補佐（金融調整）の指揮を受けて事務を行う職員					
	課長補佐（税制）	当該課長補佐（税制）の指揮を受けて事務を行う職員					
指導室長	指導室の所掌事務に掲げる事務を行う職員						

部局等名	実施権者	調整者	調整補助者		評価者	評価補助者	対象となる被評価者の範囲					
水産庁	水産庁長官	水産庁長官	漁政課長	加工流通課長	加工流通課長	-	水産流通適正化推進室長、水産物貿易対策室長、水産加工専門官、水産物流通電子化推進専門官、水産流通指導官、漁獲証明専門官、水産物貿易交渉官及び各課長補佐（室に配置される者を除く。）					
						課長補佐（総括班担当）	総括班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員					
						課長補佐（企画調査班担当）	企画調査班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員					
						課長補佐（加工振興班担当）	加工振興班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員					
						課長補佐（調整班担当）	調整班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員					
						課長補佐（指導班担当）	指導班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員					
						課長補佐（福島復興支援班）	福島復興支援班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員					
						課長補佐（水産物安全推進）	当該課長補佐（水産物安全推進）の指揮を受けて事務を行う職員					
						課長補佐（水産加工業輸出推進班担当）	水産加工業輸出推進班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員					
						水産流通適正化推進室長	-	水産流通適正化推進室の所掌事務に掲げる事務を行う職員				
						水産物貿易対策室長	-	水産物貿易対策室の所掌事務に掲げる事務を行う職員				
						漁政課長	水産庁長官	水産庁長官	漁政課長	漁業保険管理官	-	数理官、漁船保険指導官、漁業共済指導官及び各管理官補佐
											管理官補佐（総括班担当）	総括班及び係（法令係を除く。）の所掌事務に掲げる事務を行う職員
											管理官補佐（企画班担当）	企画班、総括班（法令係に限る。）及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
											管理官補佐（経理班担当）	経理班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
		管理官補佐（調査解析班担当）	調査解析班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員									
		管理官補佐（保険班担当）	保険班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員									
		管理官補佐（共済班担当）	共済班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員									
		管理調整課長	-	沿岸・遊漁室長、漁業調整官、漁業復興推進官、操業指導調整官及び各課長補佐（室に配置される者を除く。）								
			課長補佐（総括班担当）	総括班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員								
			課長補佐（許可漁業第1班担当）	許可漁業第1班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員								
			課長補佐（許可漁業第2班担当）	許可漁業第2班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員								
			課長補佐（許可漁業第3班担当）	許可漁業第3班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員								
			課長補佐（操業調整班担当）	操業調整班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員								
			沿岸・遊漁室長	沿岸・遊漁室の所掌事務に掲げる事務を行う職員								
			国際課長	-	捕鯨室長、海外漁業協力室長、かつお・まぐろ漁業室長、漁業交渉官、国際水産情報分析官及び課長補佐（総括班担当）							
		課長補佐（総括班担当）		総括班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員								
		漁業交渉官（課長の指名する者に限る。）		ロシア班及び東アジア班並びに係の所掌事務に掲げる事務を行う職員								
		漁業交渉官（課長の指名する者に限る。）		国際協定第1班、国際協定第2班、企画班及び国際専門官グループ並びに係の所掌事務に掲げる事務を行う職員								
		捕鯨室長		捕鯨室の所掌事務に掲げる事務を行う職員								
海外漁業協力室長	海外漁業協力室の所掌事務に掲げる事務を行う職員											
かつお・まぐろ漁業室長	かつお・まぐろ漁業室の所掌事務に掲げる事務を行う職員											

部局等名	実施権者	調整者	調整補助者	評価者	評価補助者	対象となる被評価者の範囲
水産庁	水産庁長官	水産庁長官	漁政課長	漁業取締課長	—	外国漁船対策室長、上席漁業監督指導官、漁業監督指導官、外国漁船取締企画官、安全操業調整官、漁業監督専門職及び各課長補佐（室に配置される者を除く。）
					課長補佐（総括班担当）	総括班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					課長補佐（漁船管理班担当）	漁船管理班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					課長補佐（取締第1班担当）	取締第1班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					課長補佐（取締第2班担当）	取締第2班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					外国漁船対策室長	外国漁船対策室の所掌事務に掲げる事務を行う職員
				漁獲監理官	—	資源管理推進室長、漁獲管理専門官、漁獲監理専門職、各管理官補佐及び各課長補佐
					監理官補佐（企画調整）	当該監理官補佐（企画調整）の指揮を受けて事務を行う職員
					監理官補佐（調査解析）	当該監理官補佐（調査解析）の指揮を受けて事務を行う職員
					課長補佐（外国人漁業管理班担当）	外国人漁業管理班及び係（調整係を除く。）の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					課長補佐（操業調整）	当該課長補佐（操業調整）の指揮を受けて事務を行う職員
					資源管理推進室長	資源管理推進室の所掌事務に掲げる事務を行う職員
				研究指導課長	—	海洋技術室長、研究管理官、水産研究専門官、漁業構造改革推進官、漁業構造改革専門職及び各課長補佐（室に配置される者を除く。）
					課長補佐（総括班担当）	総括班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					課長補佐（企画調整班担当）	企画調整班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					課長補佐（水産研究調査）	当該課長補佐（水産研究調査）の指揮を受けて事務を行う職員
					課長補佐（計画班担当）	計画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					課長補佐（普及育成班担当）	普及育成班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					課長補佐（復興企画班担当）	復興企画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					海洋技術室長	海洋技術室の所掌事務に掲げる事務を行う職員
				漁場資源課長	—	生態系保全室長、漁業資源情報分析官、資源技術専門官、資源評価高度化専門官及び各課長補佐（室に配置される者を除く。）
					課長補佐（総括班担当）	総括班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					課長補佐（漁場保全調整班担当）	漁場保全調整班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					課長補佐（沿岸資源班担当）	沿岸資源班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					課長補佐（国際資源班担当）	国際資源班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					生態系保全室長	生態系保全室の所掌事務に掲げる事務を行う職員
				栽培養殖課長	—	内水面漁業振興室長、栽培養殖専門官、事業転換指導企画官、養殖国際専門官、陸上養殖専門官、内水面養殖企画官及び各課長補佐（室に配置される者を除く。）
					課長補佐（総括班担当）	総括班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					課長補佐（栽培漁業企画班担当）	栽培漁業企画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					課長補佐（栽培漁業指導班担当）	栽培漁業指導班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					課長補佐（養殖企画班担当）	養殖企画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					課長補佐（養殖指導班担当）	養殖指導班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					課長補佐（養殖成長産業化推進）	当該課長補佐（養殖成長産業化推進）の指揮を受けて事務を行う職員
					内水面漁業振興室長	内水面漁業振興室の所掌事務に掲げる事務を行う職員

部局等名	実施権者	調整者	調整補助者		評価者	評価補助者	対象となる被評価者の範囲		
水産庁	水産庁長官	水産庁長官	漁政課長	計画・海業政策課長	計画・海業政策課長	—	海業振興室長、計画官及び各課長補佐		
						課長補佐(総括班担当)	総括班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員		
						課長補佐(計画班担当)	計画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員		
						課長補佐(事業班担当)	事業班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員		
						課長補佐(環境整備班担当)	環境整備班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員		
					海業振興室長	—	海業振興室の所掌事務に掲げる事務を行う職員		
					漁政課長		事業課長	—	上席漁港漁場専門官、漁港漁場専門官、漁港漁場防災・減災技術専門官、海外水産土木専門官、漁場環境情報分析官、整備専門職及び各課長補佐
			課長補佐(総括班担当)	総括班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員					
			課長補佐(企画班担当)	企画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員					
			課長補佐(設計班担当)	設計班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員					
			課長補佐(施工積算班担当)	施工積算班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員					
			課長補佐(整備班担当)	整備班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員					
			課長補佐(調整班担当)	調整班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員					
			課長補佐(機能高度化班担当)	機能高度化班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員					
					漁政課長	防災漁村課長	防災漁村課長	—	水産施設災害対策室長、防災技術専門官、施設管理指導官及び各課長補佐(室に配置される者を除く。)
			課長補佐(総括班担当)	総括班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員					
			課長補佐(防災・海岸班担当)	防災・海岸班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員					
			課長補佐(漁村企画班担当)	漁村企画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員					
			課長補佐(推進班担当)	推進班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員					
			課長補佐(構造改善施設班担当)	構造改善施設班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員					
			課長補佐(企画班担当)	企画班及び係の所掌事務に掲げる事務を行う職員					
			水産施設災害対策室長	—	水産施設災害対策室の所掌事務に掲げる事務を行う職員				

部局等名	実施権者	調整者	調整補助者	評価者	評価補助者	対象となる被評価者の範囲
(大型船舶) 開洋丸	水産庁長官	水産庁長官	漁政課長	漁場資源課長	船舶管理室長	船長
				船長	—	機関長、一等航海士、通信長及び事務長
					機関長	機関士、漁撈技術士（航海士を除く）及び機関部に配置される職員
					一等航海士	航海士、漁撈技術士（機関士を除く）及び甲板部に配置される職員
事務長	看護士及び司厨部に配置される職員					
(大型船舶) 鳳翔丸	水産庁長官	水産庁長官	漁政課長	漁業取締課長	船舶管理室長	船長
				船長	—	機関長、一等航海士、通信長及び事務長
					機関長	機関士及び機関部に配置される職員
					一等航海士	航海士及び甲板部に配置される職員
					通信長	通信士
事務長	司厨部に配置される職員					
(大型船舶) 照洋丸	水産庁長官	水産庁長官	漁政課長	漁業取締課長	船舶管理室長	船長
				船長	—	機関長、一等航海士、通信長及び事務長
					機関長	機関士及び機関部に配置される職員
					一等航海士	航海士及び甲板部に配置される職員
					通信長	通信士
事務長	司厨部に配置される職員					
(大型船舶) 東光丸	水産庁長官	水産庁長官	漁政課長	漁業取締課長	船舶管理室長	船長
				船長	—	機関長、一等航海士、通信長、事務長及び取締情報解析士
					機関長	機関士及び機関部に配置される職員
					一等航海士	航海士及び甲板部に配置される職員
					通信長	通信士
事務長	司厨部に配置される職員					
(大型船舶) 船舶予備員	水産庁長官	水産庁長官	漁政課長	船舶管理室長	漁政課課長補佐（船員班担当）	船舶予備員
(大型船舶) 白竜丸	水産庁長官	水産庁長官	漁政課長	北海道漁業調整事務所長	—	船長
				船長	—	機関長、一等航海士、通信長及び取締情報解析士
					機関長	機関士及び機関部に配置される職員
					一等航海士	航海士及び甲板部に配置される職員
通信長	通信士及び司厨部に配置される職員					
(大型船舶) 白鷺丸	水産庁長官	水産庁長官	漁政課長	新潟漁業調整事務所長	—	船長
				船長	—	機関長、一等航海士、通信長及び取締情報解析士
					機関長	機関士及び機関部に配置される職員
					一等航海士	航海士及び甲板部に配置される職員
通信長	通信士及び司厨部に配置される職員					
(大型船舶) 白嶺丸	水産庁長官	水産庁長官	漁政課長	境港漁業調整事務所長	—	船長
				船長	—	機関長、一等航海士及び通信長
					機関長	機関士及び機関部に配置される職員
					一等航海士	航海士及び甲板部に配置される職員
通信長	通信士及び司厨部に配置される職員					
(大型船舶) 白萩丸	水産庁長官	水産庁長官	漁政課長	九州漁業調整事務所長	—	船長
				船長	—	機関長、一等航海士及び通信長
					機関長	機関士及び機関部に配置される職員
					一等航海士	航海士及び甲板部に配置される職員
通信長	通信士及び司厨部に配置される職員					
(大型船舶) 白鷗丸	水産庁長官	水産庁長官	漁政課長	九州漁業調整事務所長	—	船長
				船長	—	機関長、一等航海士及び通信長
					機関長	機関士及び機関部に配置される職員
					一等航海士	航海士及び甲板部に配置される職員
通信長	通信士及び司厨部に配置される職員					
(中型船舶) 白鷺丸	水産庁長官	水産庁長官	漁政課長	瀬戸内海漁業調整事務所長	—	船長
				船長	—	機関長、一等航海士、通信長及び司厨長
					機関長	機関士及び機関部に配置される職員
					一等航海士	甲板部に配置される職員

被評価者に係る評価者、調整者及び補助者等一覧

部局等名	実施権者	調整者	調整補助者	評価者	評価補助者	対象となる被評価者の範囲
北海道漁業調整事務所	水産庁長官	水産庁長官	漁政課長	漁政部長	—	所長
				所長	—	次長、資源課長、漁業監督課長、上席漁業監督指導官、漁業監督指導官、資源管理推進官、安全操業調整官、総務係の所掌事務に掲げる事務を行う職員、捜査専門職及び漁業監督専門職
					資源課長	資源課の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					漁業監督課長	漁業監督課の所掌事務に掲げる事務を行う職員
仙台漁業調整事務所	水産庁長官	水産庁長官	漁政課長	漁政部長	—	所長
				所長	—	資源課長、漁業監督課長、漁業監督指導官、資源管理推進官、総務係の所掌事務に掲げる事務を行う職員、捜査専門職及び漁業監督専門職
					資源課長	資源課の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					漁業監督課長	漁業監督課の所掌事務に掲げる事務を行う職員
新潟漁業調整事務所	水産庁長官	水産庁長官	漁政課長	漁政部長	—	所長
				所長	—	次長、資源課長、漁業監督課長、上席漁業監督指導官、漁業監督指導官、資源管理推進官、安全操業調整官、総務係の所掌事務に掲げる事務を行う職員、捜査専門職及び漁業監督専門職
					—	船長（白鷺丸）
					資源課長	資源課の所掌事務に掲げる事務を行う職員
境港漁業調整事務所	水産庁長官	水産庁長官	漁政課長	漁政部長	—	所長
				所長	—	次長、資源課長、漁業監督課長、上席漁業監督指導官、漁業監督指導官、資源管理推進官、業務推進専門官、総務係の所掌事務に掲げる事務を行う職員、捜査専門職、漁業監督専門職
					—	船長（白嶺丸）
					資源課長	資源課の所掌事務に掲げる事務を行う職員
瀬戸内海漁業調整事務所	水産庁長官	水産庁長官	漁政課長	漁政部長	—	所長
				所長	—	総務課長、調整課長、資源課長、漁業監督課長、上席漁業監督指導官、漁業監督指導官、資源保護管理指導官、資源管理推進官、漁船検査官及び捜査専門職
					—	船長（白鷺）
					総務課長	総務課の所掌事務に掲げる事務を行う職員
調整課長	調整課の所掌事務に掲げる事務を行う職員					
資源課長	資源課の所掌事務に掲げる事務を行う職員					
漁業監督課長	漁業監督課の所掌事務に掲げる事務を行う職員					
九州漁業調整事務所	水産庁長官	水産庁長官	漁政課長	漁政部長	—	所長
				所長	—	次長、総務課長、資源課長、振興課長、調整課長、漁業監督課長及び資源管理推進官
					—	船長（白菘丸及び白鷗丸）
					総務課長	総務課の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					資源課長	資源課の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					振興課長	振興課の所掌事務に掲げる事務を行う職員
					調整課長	調整課の所掌事務に掲げる事務を行う職員
漁業監督課長	漁業監督課の所掌事務に掲げる事務を行う職員					